

第3期大船渡市地域福祉計画

〔大船渡市再犯防止推進計画〕
〔大船渡市成年後見制度利用促進基本計画〕

大船渡市

目 次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
4 SDGsについて	7
第2章 地域福祉を取り巻く状況、課題とその解決の方向性	8
1 人口・世帯の状況	8
2 地域福祉に関する活動等の状況	16
3 市民アンケート調査について	18
4 団体アンケート調査について	19
5 第2期計画における取組の評価	20
6 課題とその解決の方向性	22
7 施策の展開の視点	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 計画の基本目標	24
3 計画の体系	25
4 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方	26
5 支え合うための地域福祉の圏域の考え方	27
6 地域福祉活動を支えるネットワークの考え方	28
7 地域福祉を担うそれぞれの役割	29
第4章 基本目標ごとの施策	31
第5章 計画の推進	40
1 計画の周知	40
2 計画の進行管理	40
資料編	42
1 アンケート調査結果	42
2 第3期大船渡市地域福祉計画等の策定経過	58
大船渡市地域福祉推進協議会設置要綱	59
大船渡市地域福祉推進協議会委員名簿	60
附属計画	
大船渡市再犯防止推進計画	61
大船渡市成年後見制度利用促進基本計画	65

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、少子高齢化・人口減少が進行する中、「地域の力を強化する」という考え方から、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組を進め、ニッポン一億総活躍プラン（2016年（平成28年）6月2日閣議決定）の下、「支え手」、「受け手」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現を目指すこととし、2017年（平成29年）の社会福祉法の改正において、地域共生社会（※1）の考え方を位置付けました。

この社会福祉法の改正を踏まえ、当市は、地域福祉の推進に取り組むための理念を定めた第2期大船渡市地域福祉計画（計画期間：平成30年度～令和4年度、以下「第2期計画」という。）を平成30年3月に策定し、高齢者、障がい者、児童等に係る各分野の計画と連携しながら、各種施策に取り組んできました。

第2期計画に係る取組においては、障がい者福祉などの制度に基づく各種サービスの充実により、ニーズに応じたサービスが利用できる体制整備が進んでいます。また、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるための地域包括ケアシステム（※2）の構築に向けた取組として、市内全地区で助け合い協議会が設置され、支え合い活動が着実に浸透しています。

この第3期大船渡市地域福祉計画（以下「第3期計画」という。）は、第2期計画の計画期間が令和4年度で満了となることから、当市においてこれまで取り組んできた地域包括ケアの考え方を基盤としながら、社会情勢や福祉ニーズの多様化などの変化を踏まえ、市民、地域公民館等の地域自治会、地区、NPO法人などの様々な市民活動団体、社会福祉協議会等と市が共に課題に向き合い、これからの当市における地域福祉を推進するための基本的な考え方を示すものとして策定するものです。

※1 地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことです。

※2 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して暮らすことができるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供される体制のことです。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

大船渡市地域福祉計画は、当市の最上位計画である「大船渡市総合計画」の下、当市の地域福祉の施策展開の基本となる、地域福祉推進の理念と基本方針を定めるとともに、市民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本指針となるものであり、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定する計画です。

(2) 他の個別計画との関係

第3期大船渡市地域福祉計画は、当市における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉及び地域福祉全体に通じる共通的な視点を基に、福祉に関する分野別計画（「大船渡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「大船渡市障がい者福祉計画」、「大船渡市障がい福祉計画」、「大船渡市子ども・子育て支援事業計画」、「健康おおふなと21プラン」）の上位計画として、地域福祉の推進に係る方向性を示すものです。

(3) 大船渡市地域福祉活動計画との関係

本計画は、大船渡市社会福祉協議会が策定する「大船渡市地域福祉活動計画」と相互に連携することにより、地域福祉施策の推進を図ります。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置付け（社会福祉法抜粋）

（地域福祉の推進）

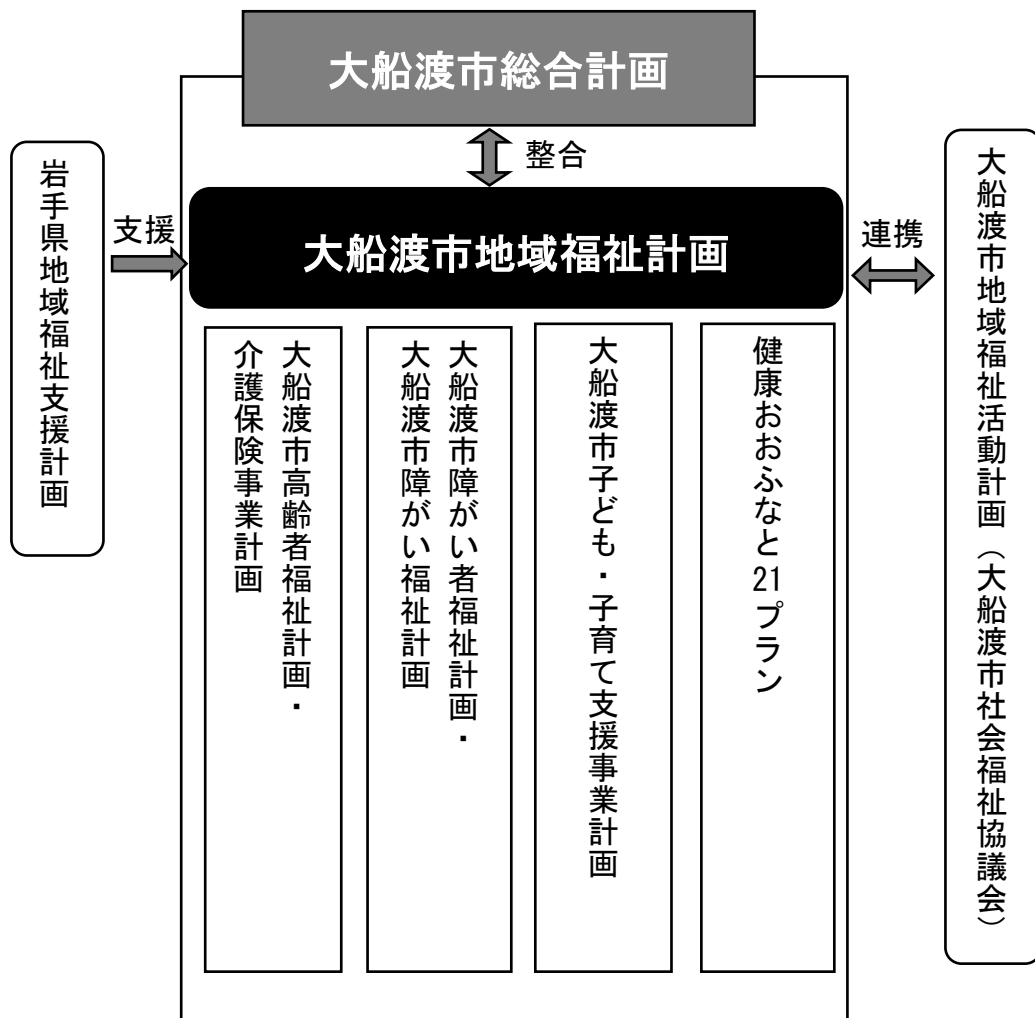
第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■計画の位置付け（イメージ図）



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や制度の見直し等、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合
には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

■計画の期間

年度	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
大船渡市総合計画				基本構想（10年、R3～12年度）									
				前期基本計画 （5年、R3～7年度）					後期基本計画 （5年、R8～12年度）				
大船渡市地域福祉計画	第2期（5年、H30～R4年度）				第3期（5年、R5～9年度）								
大船渡市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期			第8期									
大船渡市障がい者福祉計画	第3次												
大船渡市障がい福祉計画	第5期			第6期									
大船渡市子ども・子育て 支援事業計画	第1期 (H27～)		第2期										
健康おおふなと21プラン	第2次（H27～）												

4 SDGsについて

SDGs（持続可能な開発目標）とは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、2015年の国連持続可能な開発サミットで全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さない（No one will be left behind）社会の実現を目指し、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

SDGsの達成に向けた取組は、様々な課題の解決に貢献し、持続可能で自立した地域社会の構築につながることから、本市においても、SDGsの理念や17のゴールを踏まえながら、総合計画の推進・取組の展開を図ることとしています。

SDGsの理念である「誰ひとり取り残さない」社会の実現は、「地域共生社会」の実現につながるものであり、本計画でもSDGsを意識して地域福祉施策の推進を図ることとします。



本計画と特に関連性が高いSDGsにおける開発目標

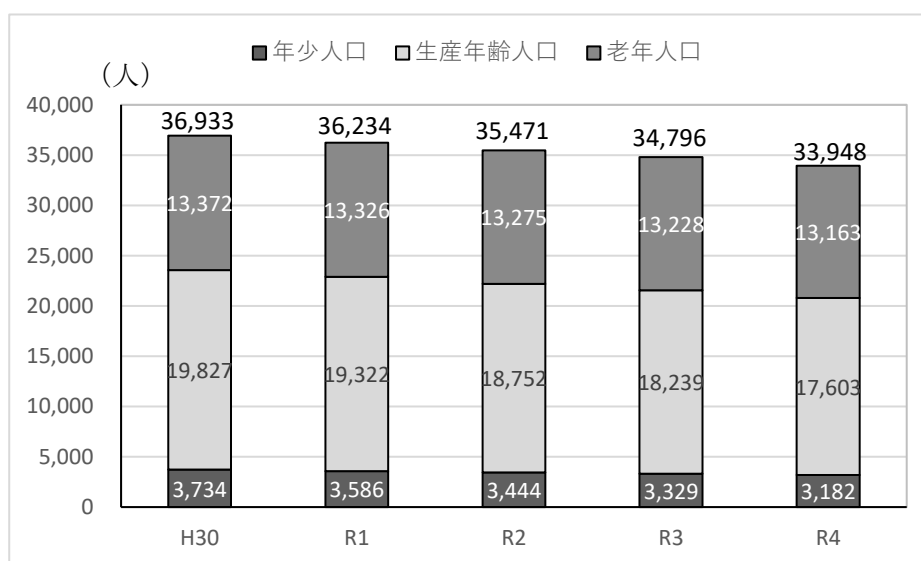
第2章 地域福祉を取り巻く状況、課題とその解決の方向性

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

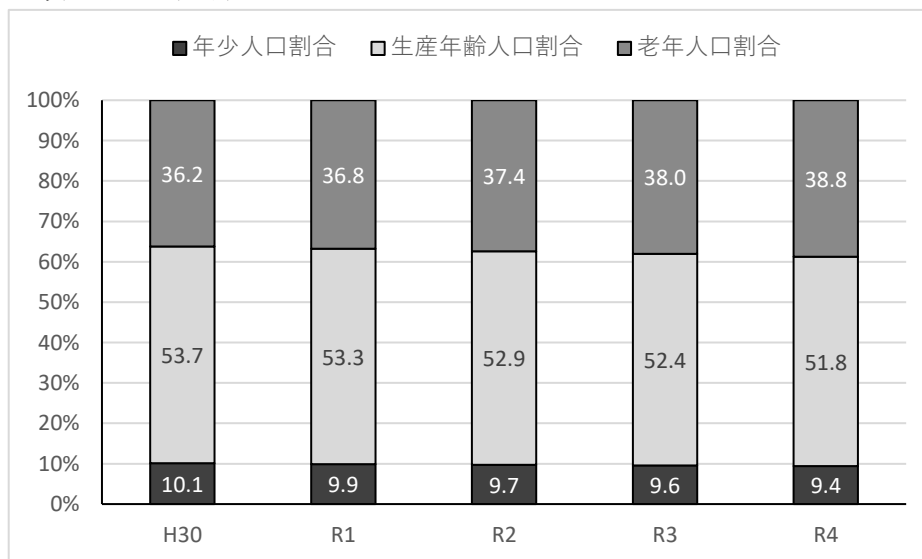
当市の人口は、昭和55年の50,132人をピークに減少傾向で推移し、令和4年3月31日現在では33,948人となっています。年齢3区分別人口割合では、15歳未満の年少人口割合が減少を続ける一方、65歳以上の老年人口割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

■年齢3区分別人口割合



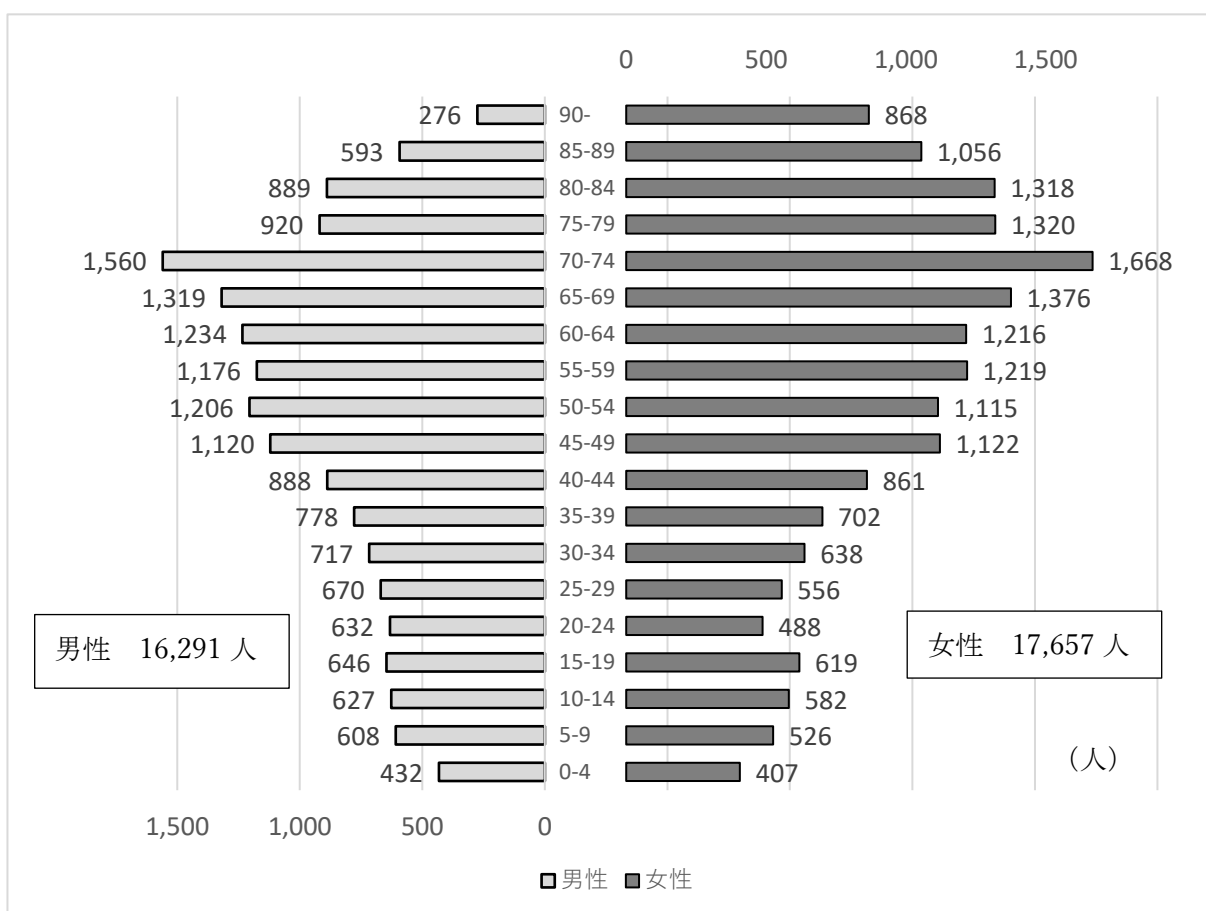
資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 人口ピラミッド

令和4年3月末日時点の男女別の5歳階級別人口を比較すると、男女とも人数の多い年齢階級が70～74歳階級となっています。

また、人口ピラミッドの形状は、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「壺型」を示しています。

■ 5歳階級別人口ピラミッド



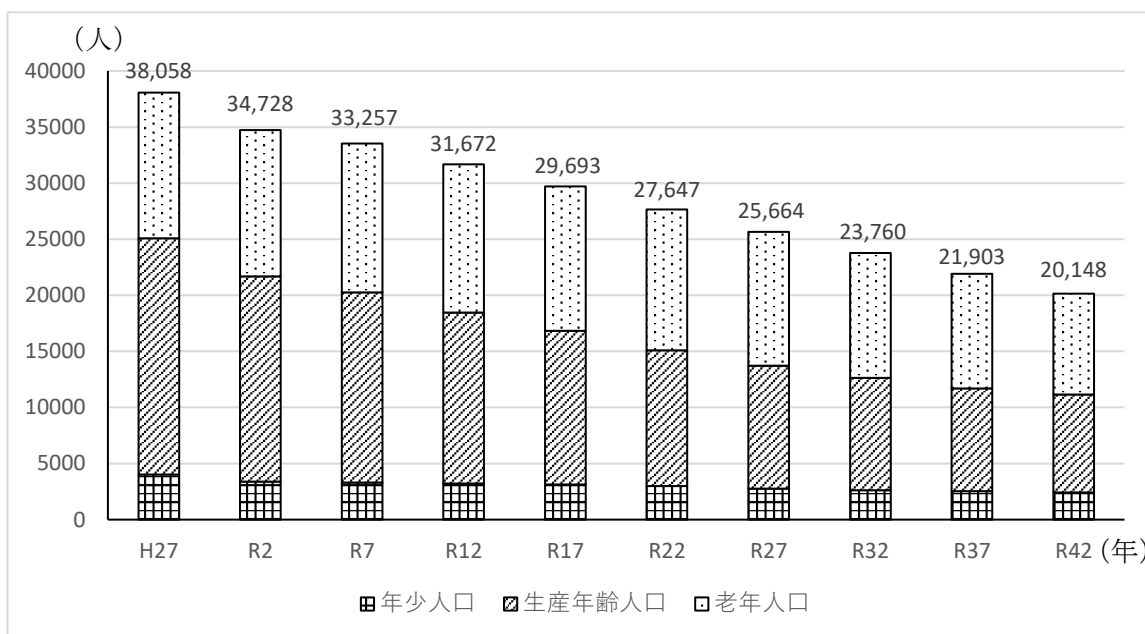
資料：住民基本台帳（令和4年3月末日時点）

(3) 人口推計

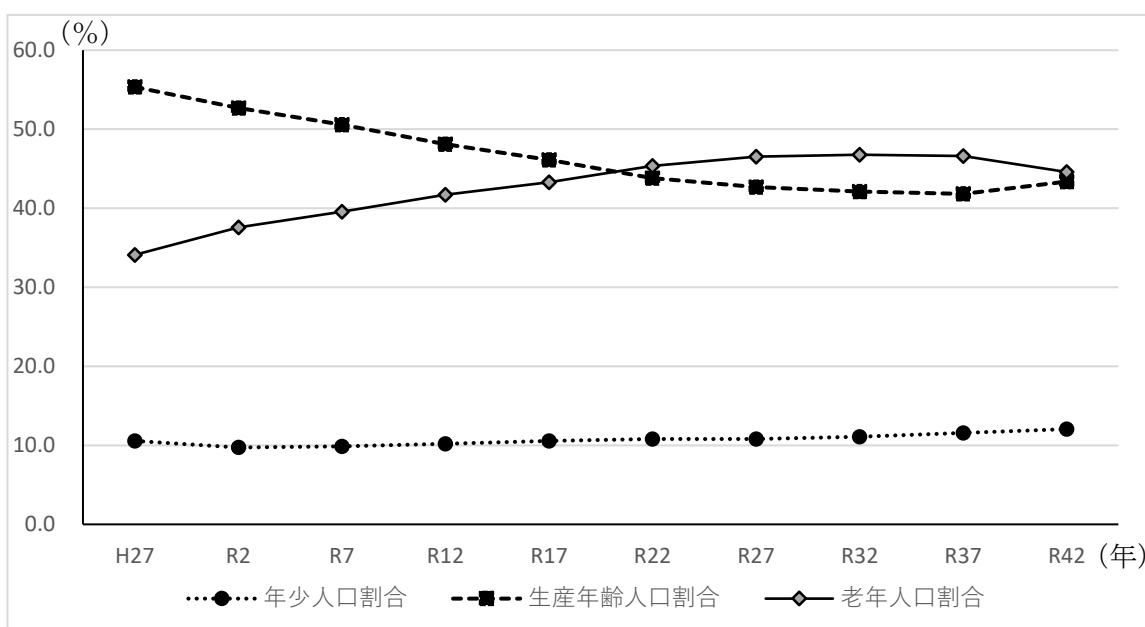
令和4年3月末の人口は33,948人ですが、大船渡市人口ビジョンによる本市独自の将来人口推計では令和17年には3万人を切り、29,693人になると推計されています。

人口の構成割合では、15歳未満の年少人口はおおむね横ばいで推移し、15～64歳の生産年齢人口は減少を続け、令和17年から令和22年までの間に老年人口の割合が生産年齢人口の割合を上回る見込みとなっています。

■大船渡市人口ビジョン人口推計



■大船渡市人口ビジョン人口推計 (人口の構成割合)

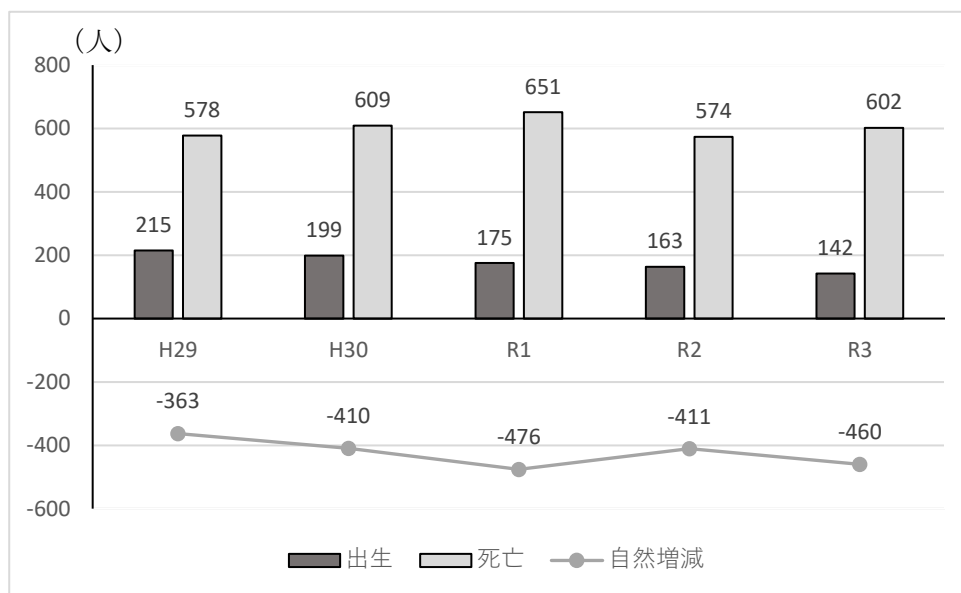


(4) 人口動態（自然動態・社会動態）

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、各年とも死亡数が出生数を上回り、令和3年はマイナス460人となっています。

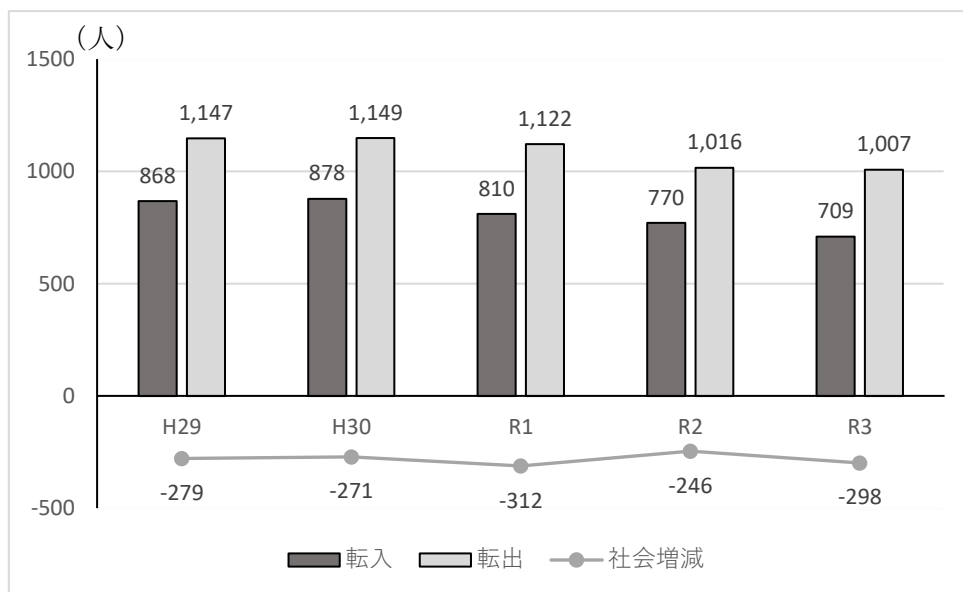
また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、各年とも転出数が転入数を上回り、令和3年はマイナス298人となっています。

■自然動態の推移



資料：住民基本台帳に基づく自然動態（各年1～12月計）

■社会動態の推移



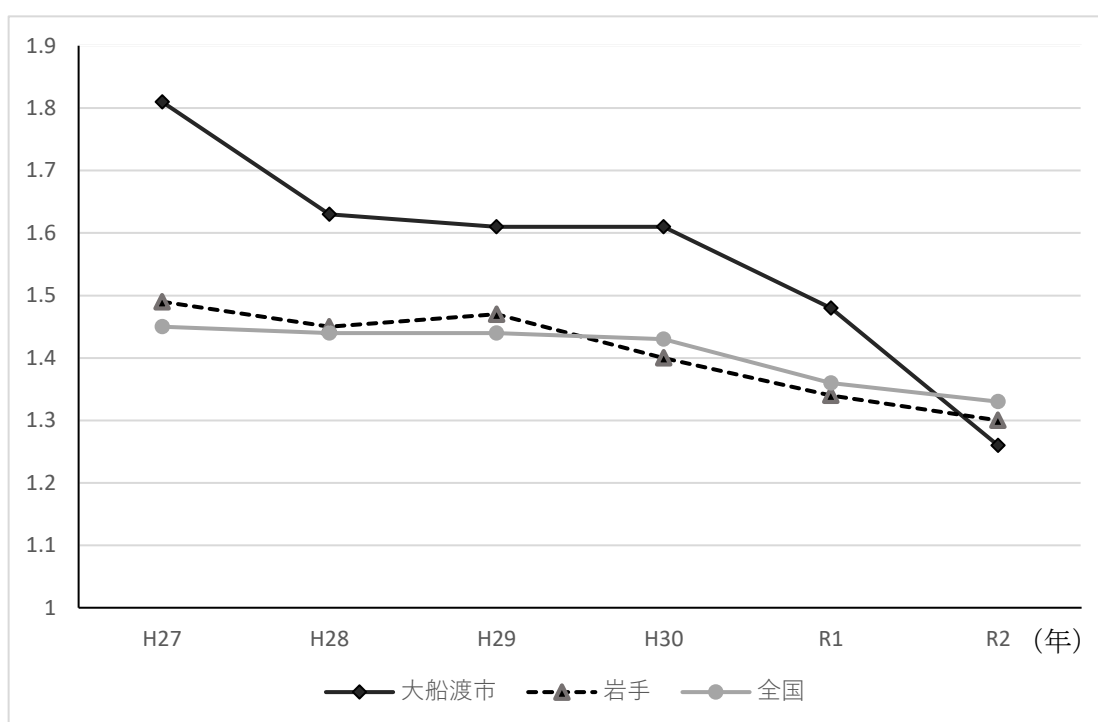
資料：住民基本台帳に基づく社会動態（各年1～12月計）

(5) 合計特殊出生率

当市の合計特殊出生率(※3)は、平成28年以降低下し、令和2年は1.26となり、全国平均や岩手県平均の合計特殊出生率を下回っています。

■合計特殊出生率の推移

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
大船渡市	1.81	1.63	1.61	1.61	1.48	1.26
岩手	1.49	1.45	1.47	1.40	1.34	1.30
全国	1.45	1.44	1.44	1.43	1.36	1.33



※3 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したものの

(6) 世帯の状況

世帯数は平成 17 年をピークに減少傾向で推移し、令和 2 年は 14,078 世帯となっています。1 世帯当たりの人員も減少傾向で推移し、令和 2 年は 2.4 人となっています。一方、単独世帯数は大幅に増加しています。

■大船渡市の世帯状況

(単位：世帯、人)

	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
一般世帯数	15,019	14,798	14,489	14,078
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	7,056 47.0%	6,956 47.0%	6,891 47.6%	6,748 47.9%
その他の親族世帯数 (対一般世帯数比)	4,091 27.2%	3,711 25.1%	3,144 21.7%	2,605 18.5%
非親族世帯数 (対一般世帯数比)	19 0.1%	47 0.3%	68 0.5%	67 0.5%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	3,853 25.7%	4,082 27.6%	4,380 30.2%	4,628 32.9%
一般世帯人員	42,459	40,737	38,658	33,986
1 世帯当たりの人員	2.8	2.8	2.7	2.4

資料：国勢調査

※一般世帯：住居及び生計を共にしている人の集まり、単身者で持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者、住宅以外に住む世帯

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子供からなる世帯、男親と子供からなる世帯、女親と子供からなる世帯

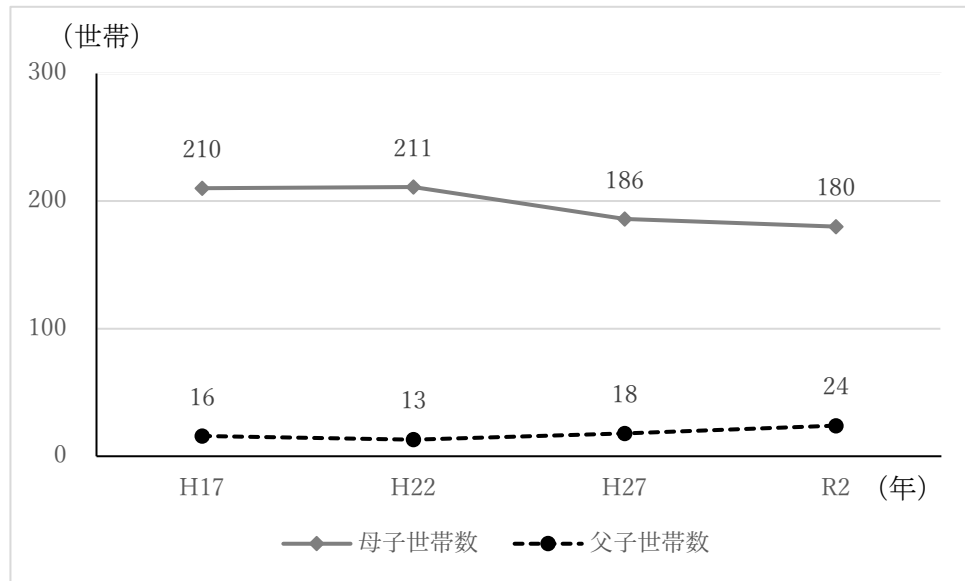
※その他の親族世帯：核家族世帯以外の 2 人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

※非親族世帯：2 人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

※単独世帯：世帯人員が 1 人の世帯

■母子・父子世帯の状況

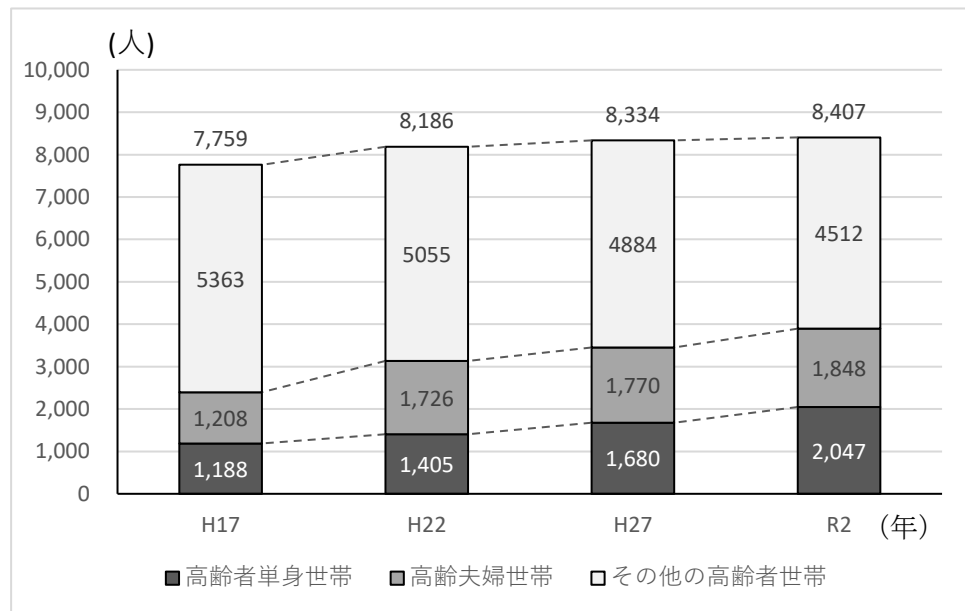
母子世帯は減少傾向で推移する一方、父子世帯は増加傾向にあります。



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は、年々増加傾向で推移し、高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯のいずれも増加傾向にあります。



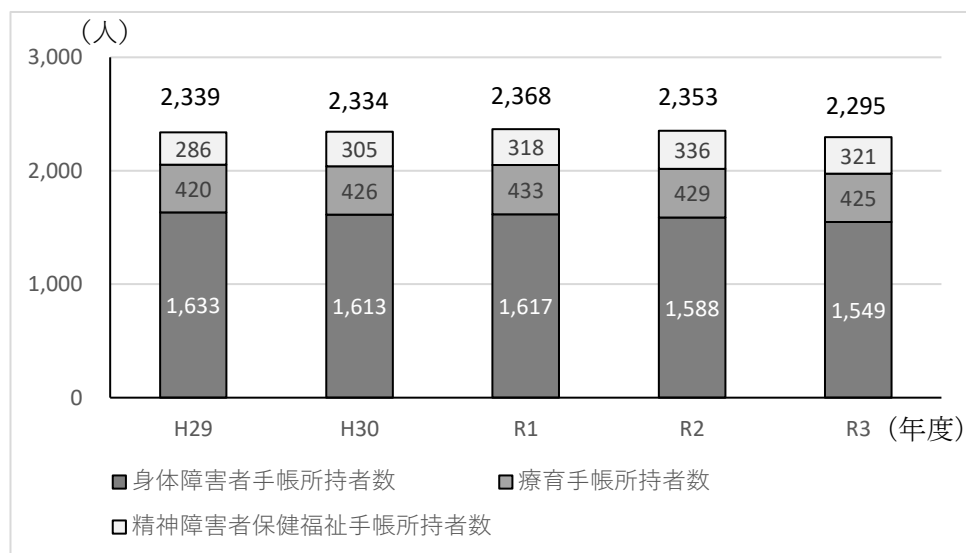
※高齢夫婦世帯とは、夫が65歳以上、妻が60歳以上の一組の世帯

資料：国勢調査

(7) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、おおむね横ばいで推移しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

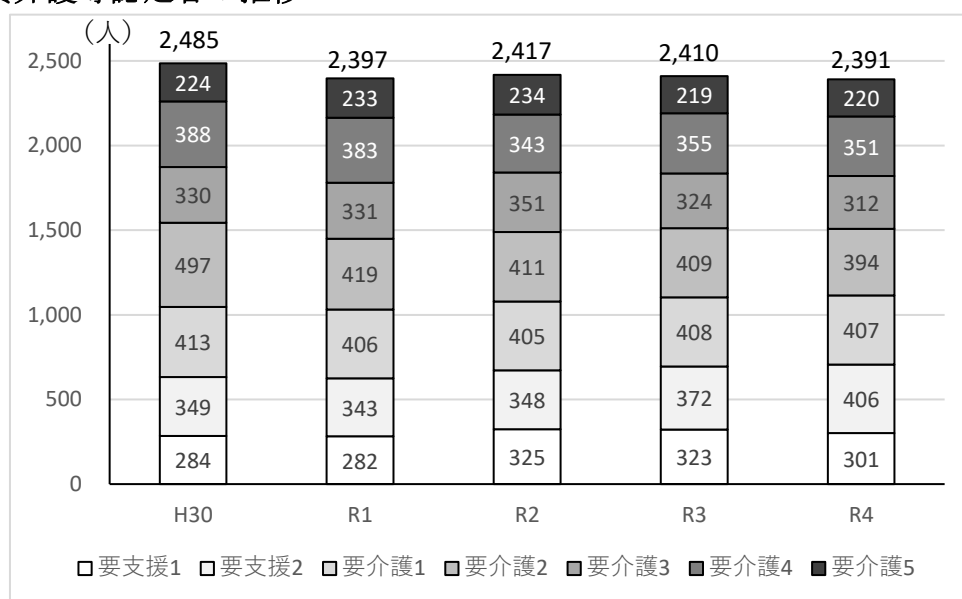


提供：大船渡保健所

(8) 要介護等認定者の状況

要介護等認定者数はおおむね 2,400 人前後で推移し、要支援 1 から要介護 2 までの比較的軽度の認定者が全体の約 6 割を占めています。

■ 要介護等認定者の推移

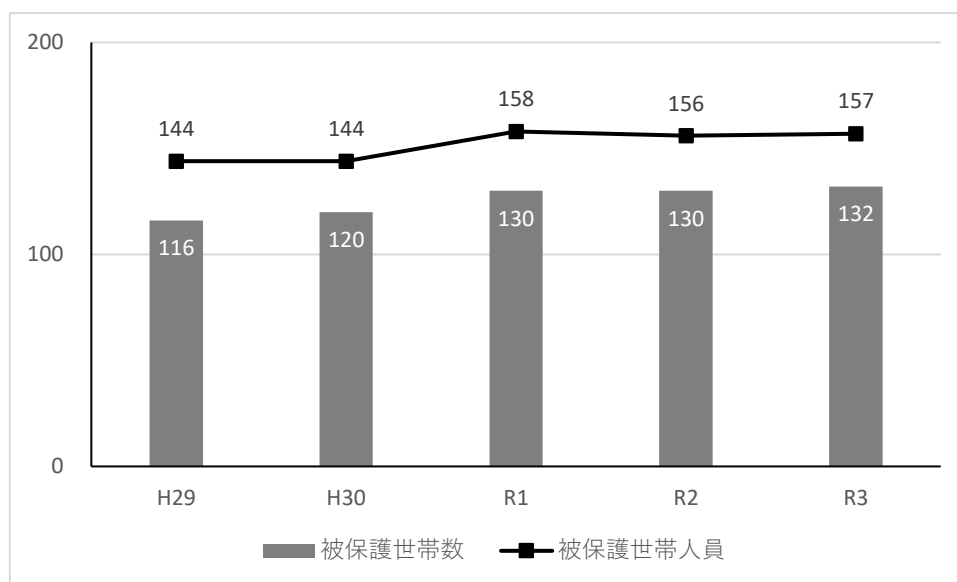


資料：介護保険状況報告

(9) 生活保護の状況

令和元年度以降、生活保護の被保護世帯数は 130 世帯前後で推移しています。被保護人員はおおむね横ばいで推移し、令和 3 年度は 157 人となっています。

■生活保護の状況



資料：地域福祉課（各年度月平均）

2 地域福祉に関する活動等の状況

(1) 地域公民館等の地域自治会

地域の自治会は、地域住民の触れ合いの場をつくり、お互いに助け合い、協力し、快適で住みよいまちをつくっていくための、地域に住む人々にとって最も身近な自治組織です。令和 4 年 9 月末現在、市内には 130 の地域自治会があります。

(2) 地区

地区においては、地区公民館等により、生きがいセミナーなどの生涯学習に関する活動や、敬老会などのまちづくり活動を行っています。

地区において設立された地域助け合い協議会では、地区の実情に応じ、助け合い活動（ごみ出し支援、買い物送迎支援等）を実践しています。

日頃市地区及び越喜来地区においては、住民主体の持続可能な地区づくりに向け、助け合い協議会の理念と機能を内包した、地区を代表する住民自治組織として地区運営組織を設立し、「地区づくり計画」に基づいた活動を展開しています。

(令和 4 年 11 月現在)

(3) 大船渡市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民や行政・福祉関係者等の参加の下、地域のまちづくりに関する福祉関係機関等との連絡・調整、地域福祉に係る調査、企画、事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

大船渡市社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題として捉え、誰もがお互いに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域、行政、関係機関や団体と連携しながら、生活困窮者に対する相談支援等の地域福祉活動、ボランティアの育成やその活動支援、地域子育て支援拠点事業といった各種の福祉活動を展開しています。

(4) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、社会福祉の増進のため、地域の身近な相談役として、様々な相談に応じ、相談した方にとって必要な支援が受けられるよう行政や専門機関へつなぐ役割等を果たしています。

また、民生委員は、児童委員も兼ねており、子供の見守り、子育ての不安や妊産婦、母子家庭などの心配ごとの相談・支援を行っています。

主任児童委員は、児童委員と連携し、市や児童相談所等の各種機関と連携・調整しながら、児童福祉の推進に努めています。

令和4年11月末現在、当市では定数118人に対し、民生委員・児童委員99人、主任児童委員16人、合計115人が活動しています。

※ 「民生委員・児童委員、主任児童委員」を以下、「民生委員・児童委員」と表記します。

(5) NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体

NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体は、特定の目的のために組織され、福祉、保健、医療、まちづくり等、様々な分野で活動しています。令和4年9月末現在、市内で42団体が活動しており、それぞれの活動を通じて、地域福祉の担い手としても期待されています。

3 市民アンケート調査について

本計画策定に当たって、基礎資料とするために地域福祉推進のための市民アンケート調査を実施しました。市民アンケート調査からうかがえることについて、次のとおり整理します。(全てのアンケート項目に係る単純集計は、「資料編」に記載していません。)

市民アンケート調査からうかがえること

- 近所との付き合いがある人は多いが、「挨拶をする程度」の割合が多くなっています。
→ 挨拶程度の付き合いを、支え合いに発展させる取組が必要です。
- 地域での困りごとや問題の解決のために地域住民が協力して取り組むことが「必要だと思う」人の割合が高くなっています。
→ その意識を具体的行動につなげる必要があります。
- 支援できること、支援してほしいこととして、「見守りや安否確認の声かけ」「災害時の支援」の割合が高くなっています。
→ 日常の見守り、災害時の支援など、安心の確保に向けて、実践につなげる取組が必要です。
- 民生委員・児童委員、大船渡市社会福祉協議会のいずれも、存在自体の認知度は高いものの、具体的な活動内容などの認知度は低くなっています。
→ より多くの市民から活動への理解と協力が得られるような情報提供が必要です。
- 家族や友人・知人以外で、悩み・不安・困りごとを相談する先として、市役所などの公的機関と答えた割合が高くなっています。
→ 相談体制の強化と相談窓口等の周知が必要です。
- 近所に一人で避難できない人がいるかどうかを知らない人の割合が高くなっています。
→ 関係機関・団体への情報提供など、災害発生時に市民を守る体制の確保が必要です。

4 団体アンケート調査について

本計画策定に当たって、基礎資料とするため、地域公民館等の地域団体、ボランティア団体、福祉関係事業所、NPO法人等の地域福祉関係団体を対象に、地域福祉推進のための各種団体アンケート調査を実施しました。アンケート調査からうかがえることについて、次のとおり整理します。（全てのアンケート項目に係る単純集計は、「資料編」に記載しています。）

団体アンケート調査からうかがえること

- 活動を行う上で、人材の確保に課題を抱える団体の割合が多くなっています。
- 人材の確保に向け、団体の活動の更なる周知や団体同士の交流促進の支援が必要です。

5 第2期計画における取組の評価

地域福祉計画は各福祉分野の計画を総合的に推進する計画であることから、第2期計画においては、地域の交流や活動、支え合い体制等の地域の取組や福祉に係る市民意識の状況に関する指標を設定しました。各指標の実績値については次のとおりです。

■計画の進捗状況を測るための指標

No.	区分	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 目標値
1	「居住している地域内で、地域活動が活発に行われている」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	37.5	38.8	36.8	38.6	—	—	50
2	「何事も助け合える地域である」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	44.1	46.0	45.3	45.9	44.8	40.6	60
3	「市民主体のまちづくり活動が活発である」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	17.8	19.4	17.3	17.2	27.8	28.7	40
4	地域助け合い協議会（地区版）設立件数（地域包括ケア推進室業務取得）	件	5	6	10	11	11	11	11
5	「地域で子育てに取り組もうとする機運がある」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	23.5	23.3	24.7	25.6	24.8	23.2	40
6	「安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境にある」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	27.5	31.8	33.1	34.4	36.9	36.3	40
7	「介護や福祉のサービスが充実している」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	30.4	33.9	32.7	31.9	37.7	36.1	50

※ No.1の指標について、令和2年度の市民意識調査から設問を変更したため、No.3の指標と統合して推移を確認しました。

(1) これまでの取組状況の評価

- ・ 設定した指標中、「地域助け合い協議会（地区版）設立件数」については、令和元年度までに全地区において設立され、生活支援コーディネーターを中心に、地域の実情に応じた助け合い活動（ごみ出し支援等）が行われています。
- ・ 地域助け合い協議会（地区版）設立件数以外の指標は、目標値に達していませんが、市民意識調査における「市民主体のまちづくり活動が活発である」、「安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境にある」と、「介護や福祉サービスが充実している」と答えた市民の割合は、増加傾向にあり、各種関係施策が市民に評価されつつあると考えられます。
- ・ 「何事も助け合える地域である」と、「地域で子育てに取り組もうとする機運がある」と答えた市民の割合は横ばいとなっており、地域助け合い協議会における助け合い活動への支援等や、大船渡市子ども・子育て支援事業計画の推進に引き続き取り組む必要があります。

(2) 第3期計画に向けて

(1) を踏まえ、第2期計画において設定した指標のうち、目標を達成した「地域助け合い協議会（地区版）設立件数」以外の指標については、引き続き第3期計画の進行状況を測るための指標として設定します。

6 課題とその解決の方向性

当市の現状や、市民アンケート調査や団体アンケート調査の結果を踏まえ、当市の地域福祉に係る課題とその解決のための方向性を示します。

(現状)

- 少子高齢化や人口減少が進む中、市民一人一人の地域福祉の担い手としての重要性が増しています。
- 市民の地域への関心が低い状況にあります。
- 地域福祉の担い手が不足しています。
- 高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯が増加傾向にあります。



課題1 地域共生社会の基盤づくり

[課題1の解決のための方向性]

- ・ 市民一人一人の地域福祉に対する意識醸成を図り、具体的に行動できる「人づくり」を推進します。
- ・ 地域住民が共に支え合い、助け合う「地域づくり」を推進します。
- ・ 地域課題の解決に向けて、地域住民が取り組む「地域づくり」を支援します。
- ・ 心身の健康づくり、疾病予防、介護予防、生きがいつくりに係る取組を推進します。

(現状)

- 災害時の地域での見守り、非常時に助け合いのできる体制づくりの構築が求められています。
- 高齢者などが犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増えています。



課題2 安全・安心な暮らしの確保

[課題2の解決のための方向性]

- ・ 市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える「人づくり」を推進します。
- ・ 地域の防災活動を支援するとともに、避難時に支援が必要な人を適切に支援できる「地域づくり」を推進します。

- ・ 誰もが地域で安全・安心に暮らし続けられる環境や、それを支える「仕組みづくり」の充実を図ります。

(現状)

- 孤立や孤独などにより、相談できずに困難を抱え、適切な支援を受けられない人が増えています。



課題3 誰も取り残さない支援体制づくり

[課題3の解決のための方向性]

- ・ 困難を抱えた人に気付き、声をかけ、必要に応じて適切な支援につなぐことができる「人づくり」を推進します。
- ・ 行政や関係機関等との連携・協働により、必要な支援につなぐことができる「地域づくり」を推進します。
- ・ 組織や分野に捉われることなく、支援が必要な人に対応できる「仕組みづくり」を進めます。

7 施策の展開の視点

前述の課題やその解決のための方向性を踏まえ、第3期計画では、地域福祉の担い手を育む「人づくり」、市民の力を集め地域の生活課題を解決する意識の醸成と環境整備を図る「地域づくり」、地域共生社会の実現に向けた環境や体制をつくる「仕組みづくり」の三つの視点を重視し、地域福祉の基礎となる一人一人の市民の福祉向上に向けた施策の展開を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

〔基本理念〕

誰もが お互いに支え合い

安心して 健やかに 暮らせる 福祉のまち大船渡

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、誰もが望む共通の願いです。

そのためには、地域で暮らす様々な人の個性や価値観を認め合い、子供から高齢者までの誰もが触れ合い、支え合う「地域共生社会」の実現が不可欠です。

本計画の位置付け、これまでの取組の継続性、当市の現状と課題への対応などを踏まえつつ、地域共生社会の実現を目指すため、本計画の基本理念は第2期計画から継承します。

2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指し、次の三つの基本目標を掲げて計画の推進を図ります。

基本目標 1	地域福祉を支える人づくり
--------	--------------

地域福祉を推進するに当たり、その基礎となる「自助」・「互助」の力を引き出し生かす「人づくり」により、地域の課題を「我が事」として考え、主体的にその解決に向けて行動できる人を増やします。

基本目標 2	安心して暮らせる地域づくり
--------	---------------

市民一人一人の支え合う力を活力とし、地域それぞれの状況を踏まえながら、「互助」・「共助」の力により、誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくります。

基本目標 3

包括的な支援に向けた仕組みづくり

個人や地域が抱える様々な課題に、的確かつ柔軟に対応できる仕組みづくりにより、包括的な支援体制を構築します。

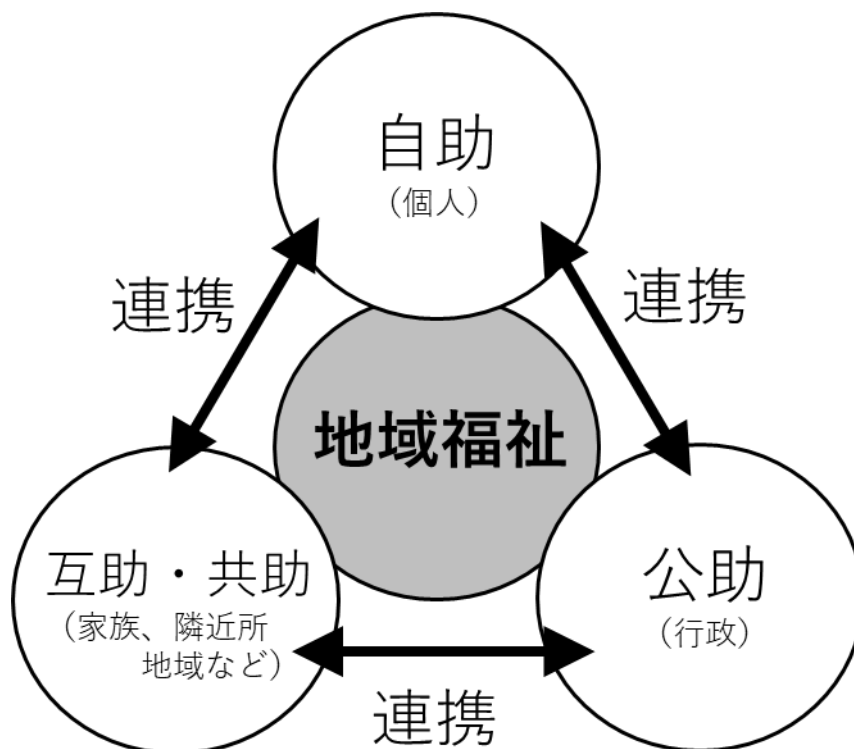
3 計画の体系

三つの基本目標を推進するため、それぞれの目標に基本施策を設定し、計画の推進を図ります。

基本理念	基本目標	基本施策
		具体的な取組
<p>誰もが 安心して 健やかに 暮らせる 福祉のまち大船渡</p>	<p>基本目標 1 地域福祉を支える人づくり</p>	<p>1 地域福祉の意識醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の意識啓発 ・ 福祉教育の推進
		<p>2 地域福祉の担い手づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の確保・育成
	<p>基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>1 地域における交流と支え合いの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における交流と支え合いの促進 ・ 人・団体・活動を結ぶ取組の強化 ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
		<p>2 安全・安心に暮らせるための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における防災体制の強化 ・ 誰もが利用しやすい公共交通 ・ 道路や施設のバリアフリー化 ・ 犯罪・再犯を防ぐ ・ 交通安全活動の推進
		<p>3 健康づくりと生きがいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の健康維持 ・ 生きがいづくりの推進
	<p>基本目標 3 包括的な支援に向けた仕組みづくり</p>	<p>1 包括的な相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援 ・ 自殺防止 ・ 子育て世帯の支援 ・ 制度の狭間への対応強化 ・ 判断能力が十分でない人の権利を守る ・ 虐待防止

4 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方

地域福祉の推進に当たっては、「自助」を基本としながら、「互助」・「共助」・「公助」を重層的に組み合わせることが重要となります。



〔自助〕

市民（個人）が、自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力と行動のこと

〔互助〕

自分だけではできないことを、家族や隣近所や地域で支え合うこと

〔共助〕

医療保険や介護保険制度など、相互の負担で支え合うこと

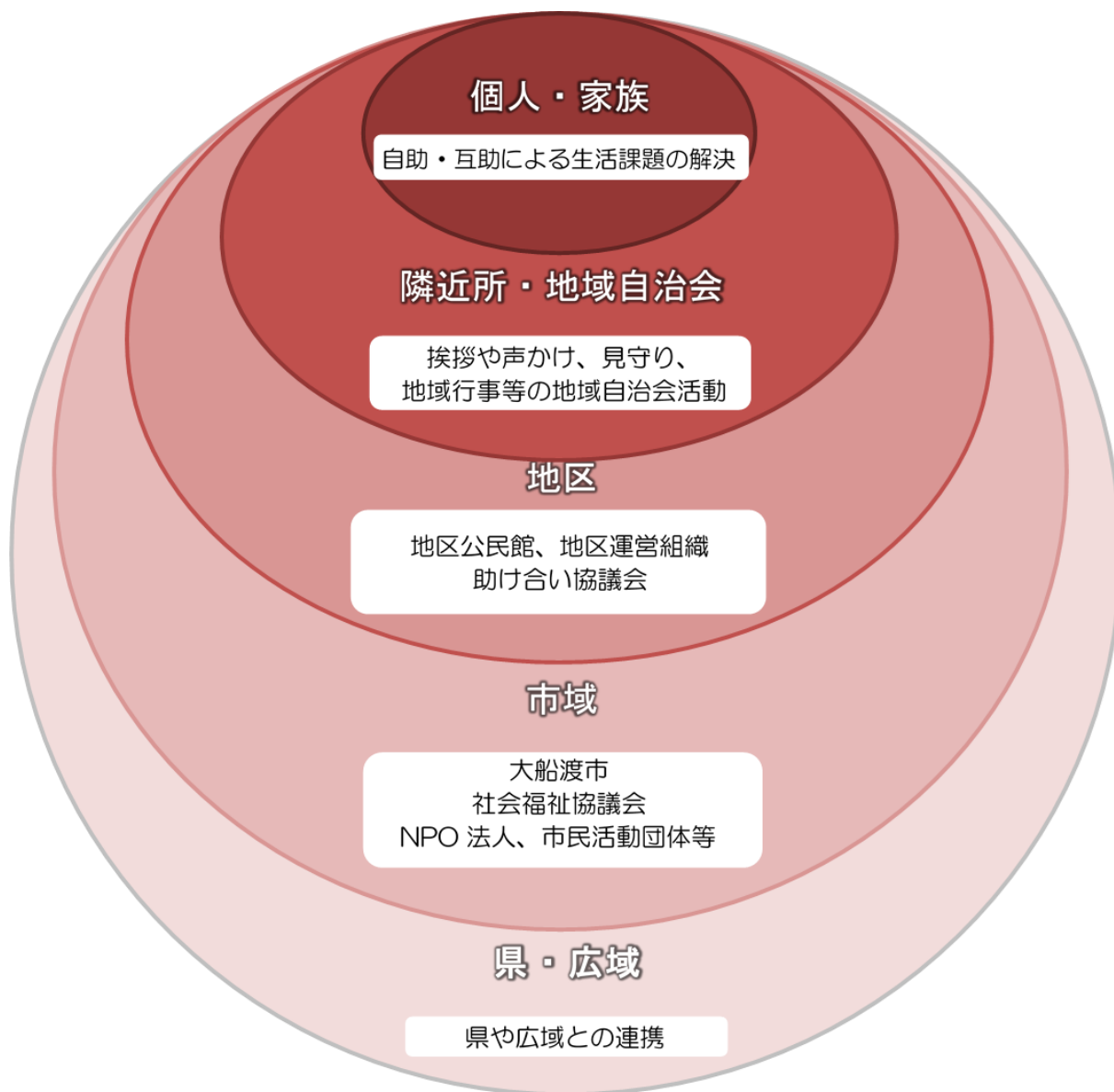
〔公助〕

自助、互助、共助では対応できない課題に対して、必要な生活保障を行うこと

5 支え合うための地域福祉の圏域の考え方

地域の生活課題に応じて、「個人・家族」、「地域自治会・近隣の住民」、「地区」、「市域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって計画を推進します。

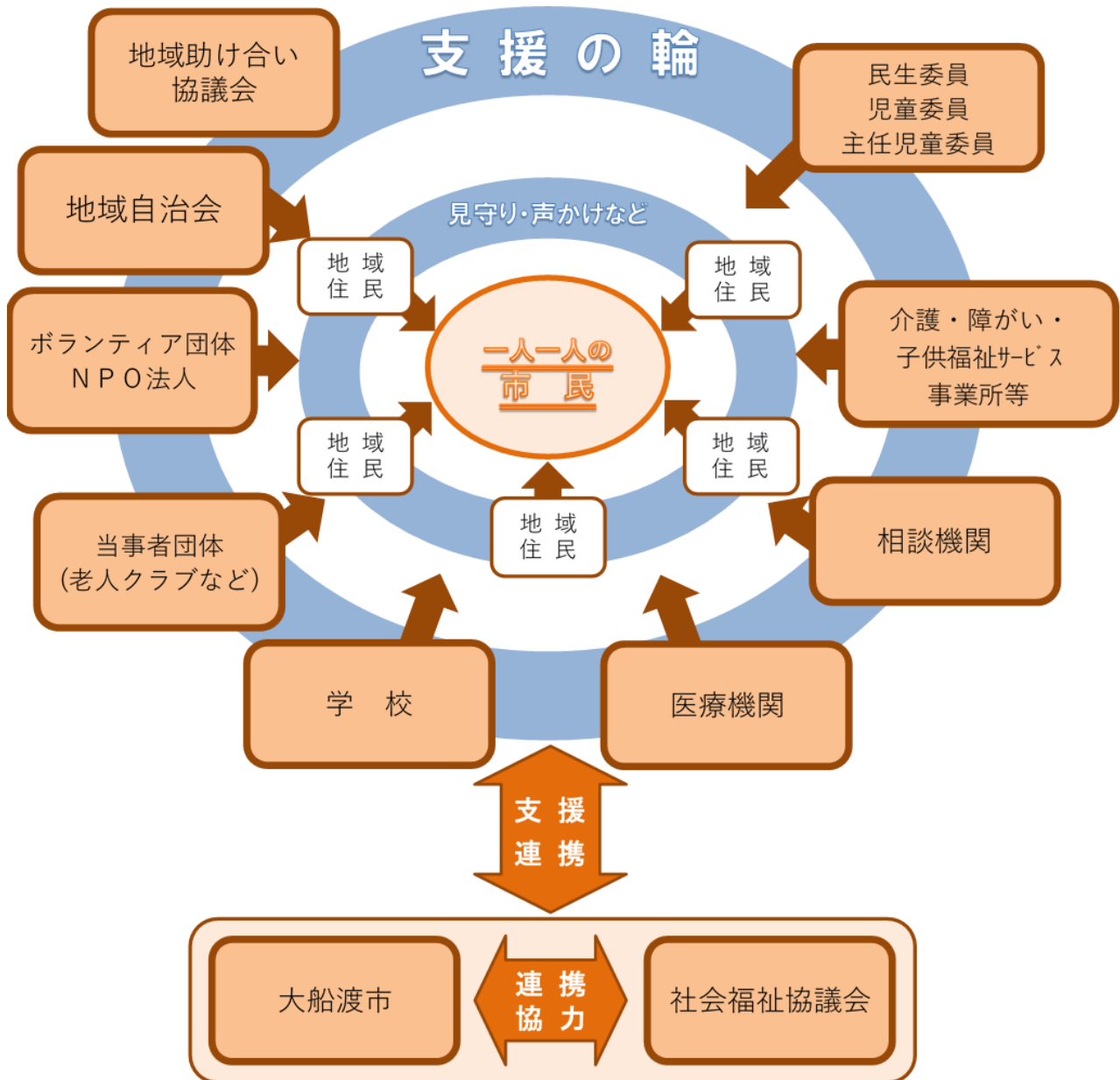
■地域福祉圏域の関係図



6 地域福祉活動を支えるネットワークの考え方

市民一人一人を始め、地域における様々な担い手がそれぞれの役割を持ち、ネットワークの強化を図りながら連携・協働し、計画を推進します。

■地域福祉活動ネットワークのイメージ図



7 地域福祉を担うそれぞれの役割

地域福祉の担い手の基本となるのは、地域で暮らす一人一人の市民自身です。当市に関わる全ての人々がそれぞれの立場や状況を踏まえ、連携・協働する地域福祉の担い手に位置付けられます。

(1) 市民（自分、家族）

地域福祉推進の主役である市民には、自らが福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割があります。

(2) 地域公民館等の地域自治組織

地域公民館等の地域自治組織は、地域住民が自主的に参加し、お互い助け合い、協力し、住みよいまちをつくるとともに、他の団体と連携・協力しながら地域を基盤とした活動を行います。

(3) 地区（地区公民館、助け合い協議会、地区運営組織）

誰もが安心して生活し続けられる地区づくりに向け、身近な生活課題の解決に向けた助け合い活動の創出と実践を行うほか、生きがいセミナーなどの生涯学習に関する活動や、敬老会などのまちづくり活動を行います。

(4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「地域福祉活動計画」に基づき、住民の地域福祉活動への参加促進を図るなど、地域福祉活動を中心となって推進する役割があります。

(5) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は支援を必要とする人の発見、援助に努め、地域住民にとって最も身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域福祉の推進者として、行政や社会福祉協議会等と連携しながら活動を行います。

(6) 福祉事業者

福祉事業者は、福祉サービスの専門家として、更なるサービスの質的向上を目指すとともに、苦情解決制度の整備、利用者の権利擁護など、福祉サービスを利用しやすい環境の整備にも取り組む必要があります。

また、専門的な知識を持つ職員や施設などを生かし、市民や行政との協働により、地域福祉活動の活性化に努めることが求められています。

(7) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人等）

市民活動団体は、関係団体や行政と連携・協働する中で、地域福祉活動を通して、市民福祉の向上に寄与する役割があります。

(8) 行政

本計画の推進には、福祉分野のみならず、健康づくり、地域医療の確保、安心安全な環境づくり、生涯学習等他の生活関連分野との連携が重要であり、関係部署が緊密に連携する必要があります。

また、地域における人と人とのつながりの構築、住民同士が他人を思いやり、互いに支え合い、助け合って生活する「地域共生型社会」の構築などに取り組み、計画の推進を図ります。

第4章 基本目標ごとの施策

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

1 地域福祉の意識醸成

地域の人々が支え合い、交流し、活動に参加することの大切さを伝え、地域に関する関心を高めるとともに、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。

【市民・地域の役割】

- ・ 住民が主体となって取り組む活動に関心を持ち、その必要性や重要性について考えましょう。
- ・ 地域での支え合い、助け合いの意識を持ちましょう。
- ・ 地域のイベントや各種ボランティア活動等に積極的に参加しましょう。
- ・ 地域の中で困っている人を見かけたら、声をかけましょう。

【市の役割】

○地域福祉の意識啓発

- ・ 市民一人一人が気づき、具体的な行動がとれるよう、講座や催しなどを通じ、地域福祉について知る・考える機会を提供します。

○福祉教育の推進

- ・ 学校や地域での集まりといった様々な場を活用した講座等の開催を通じ、福祉について学び、体験できる機会の充実を図ります。

2 地域福祉の担い手づくり

様々な世代が地域福祉の担い手となるよう人材の育成と確保に努めるとともに、地域福祉活動を担う団体の活動を促進します。

【市民・地域の役割】

- ・ 地域活動やボランティア活動に日頃から関心を持ち、日々の暮らしとのつながりを意識するとともに、情報の取得に努めましょう。

- ・ 自分の地域を担当する民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、情報提供などに協力しましょう。
- ・ 地域自治会や各種団体の活動の役割や内容を理解し、地域社会の一員として活動に参加・協力しましょう。
- ・ 地域行事や団体活動の重要性や支え合いの大切さ等について、積極的に話し合しましょう。
- ・ 地域行事や団体活動への参加を互いに呼びかけ合い、参加しやすい環境づくりに努めましょう。

【市の役割】

○地域福祉活動の担い手の確保・育成

- ・ 地域福祉を支える担い手の育成やその活動を支援するとともに、福祉に関する知識・技術の習得支援を推進します。
- ・ 市広報やホームページなどを通じて、地域活動やボランティア活動に関する情報提供を行い、参加・協力するきっかけづくりに努めます。
- ・ 地域福祉の重要な担い手である大船渡市社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携して地域福祉の推進に資する取組を行います。

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

1 地域における交流と支え合いの推進

地域の人々の交流と支え合いを推進するために、人と人、人と団体、団体同士を結ぶ取組の強化を図ります。

【市民・地域の役割】

- ・ 地域行事や団体活動への参加を互いに呼びかけ合い、参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- ・ 隣近所の助け合いができるよう、日頃から交流を深めましょう。

【市の役割】

○地域における交流と支え合いを促進する

- ・ 市内各地区における助け合い協議会等が行う支え合い、助け合い活動を支援します。

○人・団体・活動を結ぶ取組の強化

- ・ 福祉関係各種団体の活動内容について広く周知するとともに、団体間の交流・連携を促進します。

○地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が切れ目なく一体的に提供できるよう、「地域包括ケアシステム」の深化と推進を図ります。

2 安全・安心に暮らせるための環境整備

地域における防災体制の強化に努めるとともに、安全・安心に暮らし続けるための環境の整備を行います。

【市民・地域の役割】

- ・ 災害時に、隣近所の助け合いができるよう、日頃から交流を深めましょう。
- ・ 災害発生時にすぐに避難できるよう、防災用品を準備しておきましょう。

- ・ 災害時に備え、避難場所や避難方法を確認しておきましょう。また、災害発生時の家族の集合場所や連絡方法について確認しましょう。
- ・ 防災訓練や自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 災害発生時等の緊急時に支援を必要とする人の情報を地域（地域公民館等の地域自治会、自主防災組織、消防団、民生委員等）で共有し、地域全体で対応できる体制をつくりましょう。
- ・ 防犯・交通事故防止の活動への理解を深め、身近な高齢者や子供が犯罪、交通事故に巻き込まれないように気を配りましょう。
- ・ 電話や訪問による勧誘等で、少しでもおかしいと思うことがあったときは、家族や警察等に相談しましょう。

【市の役割】

○地域における防災体制の強化

- ・ 自主防災組織と連携し、防災知識の普及・啓発に努めます。
- ・ 災害時に援助の必要な高齢者や障がい者等が安全に避難できるよう、地域と協働して避難行動要支援者名簿の共有と活用に努めます。
- ・ 高齢者や障がい者等に配慮した福祉避難所等の拡大に努めます。

○誰もが利用しやすい公共交通

- ・ 「大船渡市地域公共交通計画」に基づき、誰もが安心して利用できる交通体系の実現に向けた取組を推進します。

○道路や施設のバリアフリー化

- ・ 公共施設や道路等の新設・改修に合わせて、障がい者等の意見等を参考にしつつ、バリアフリー化を推進します。
- ・ 「ひとにやさしいまちづくり(※4)」、「ユニバーサルデザイン(※5)」について、理解の促進、意識啓発に努めます。
- ・ 情報の受け手側の特性に合わせて必要な情報が伝わるよう、点字シールやブロックなど、ユニバーサルデザインの推進に努めます。

※4 ひとにやさしいまちづくり

高齢者、障がい者等を始めとする全ての市民が安心して生活できる環境づくりを推進するため、建築物、道路、公園などのハード面のバリアフリー化と、福祉教育、

市民の意識啓発などのソフト面でのバリアフリー化の取組。

※5 ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者等を含めた全ての人をはじめから利用しやすいよう、施設、サービスなどに配慮するという考え方。

○犯罪・再犯を防ぐ

- ・ 地域、学校、関係団体、警察など、多様な主体との連携により、防犯意識の高揚や防犯活動の推進を図ります。
- ・ 刑期を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人、その家族などが、社会において孤立することなく暮らせるよう、「大船渡市再犯防止推進計画」を策定し、これに基づく取組を推進します。
- ・ 更生保護の担い手である気仙地区保護司会の活動を支援します。

○交通安全活動の推進

- ・ 交通事故防止のため、関係機関等と連携し、交通安全活動の啓発に努めます。

3 健康づくりと生きがいくくり

住み慣れた地域で自立した生活を送るために、心身の健康づくりと生きがいくくりを推進します。

【市民・地域の役割】

- ・ 生涯学習の推進や健康づくり、生きがいくくりに努めましょう。
- ・ 地域で開催される健康教室や介護予防教室等に、積極的に参加しましょう。
- ・ 一人一人が健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等に取り組みましょう。
- ・ 定期的に健康診査を受け、自分の健康状態を把握しましょう。
- ・ ゲートキーパー（※6）研修等、心の健康に関する研修に積極的に参加しましょう。

※6 ゲートキーパー

ゲートキーパーとは、自殺の危険性の高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気付き、話を聴き、見守りながら必要な相談支援機関につなぐ役割を担う人のことです。

【市の役割】

○市民の心身の健康を維持する

- ・ 誰もが地域で健やかに安心して暮らし続けられるよう、「健康おおふなと 21 プラン」に基づく取組を推進します。
- ・ 疾病の早期発見、早期治療を促進するため、健康診査や各種がん検診などの充実と受診の促進に努めます。

○生きがいづくりの推進

- ・ 誰もが自分らしく生き生きと暮らし続けられるよう、生涯学習、生涯スポーツ等を推進します。

基本目標3 包括的な支援に向けた仕組みづくり

1 包括的な相談支援体制の整備

困難を抱えている人が適切な支援を受けられるよう、包括的な相談支援体制の整備と関連計画の推進に努めます。

【市民・地域の役割】

- ・ 困りごとや心配ごとができたとき、一人で抱えず相談しましょう。
- ・ 周りの人の困りごとや心配ごとの相談にのり、必要な支援や相談機関につなげましょう。
- ・ 困りごとや心配ごと、様々な困難を抱えている人、暮らしにくさを感じている人を地域で見守り、支え合い活動を行うとともに、必要に応じて市や関係機関との連携を図りましょう。
- ・ 市や社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを通じて提供される情報に関心を持ち、家族や身近な人と情報を共有しましょう。

【市の役割】

○生活困窮者の自立支援

- ・ 生活困窮者など、社会的な自立支援が必要な人やその家族に、行政と関係機関が連携し、個々の対象者が必要とする支援に的確につなげられるよう努めます。
- ・ ひきこもり状態にある人やその家族に、自立に向けた相談対応や就労などの支援を行います。

○自殺を防ぐ

- ・ 「大船渡市自殺対策計画」に基づく取組の推進と、関係機関・団体等との連携強化を図ります。

○子育て世帯を支援する

- ・ 「第2期大船渡市子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組の推進を図ることにより、個々の世帯のみではなく、地域全体で健やかに子どもを育む環境づくりを推進します。

○「制度の狭間」への対応を強化する

- ・ 「重層的支援体制整備事業（※7）」導入の検討を進め、行政内の関係部署や関係機関・団体が相互に連携して情報を共有できる体制を構築し、「断らない、誰も取り残さない」相談体制により、これまでの制度の枠組みでは対応が難しい「制度の狭間」の状況にある人の早期把握と、課題の解決に向けた対応・支援を強化します。

○判断能力が十分でない人の権利を守る

- ・ 認知症、知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力に不安がある人の権利を擁護し、地域で安心して暮らし続けられるように、「大船渡市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、大船渡市社会福祉協議会や法律の専門家などと連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の円滑な利用を支援するとともに、制度や事業の周知により市民の理解を図ります。

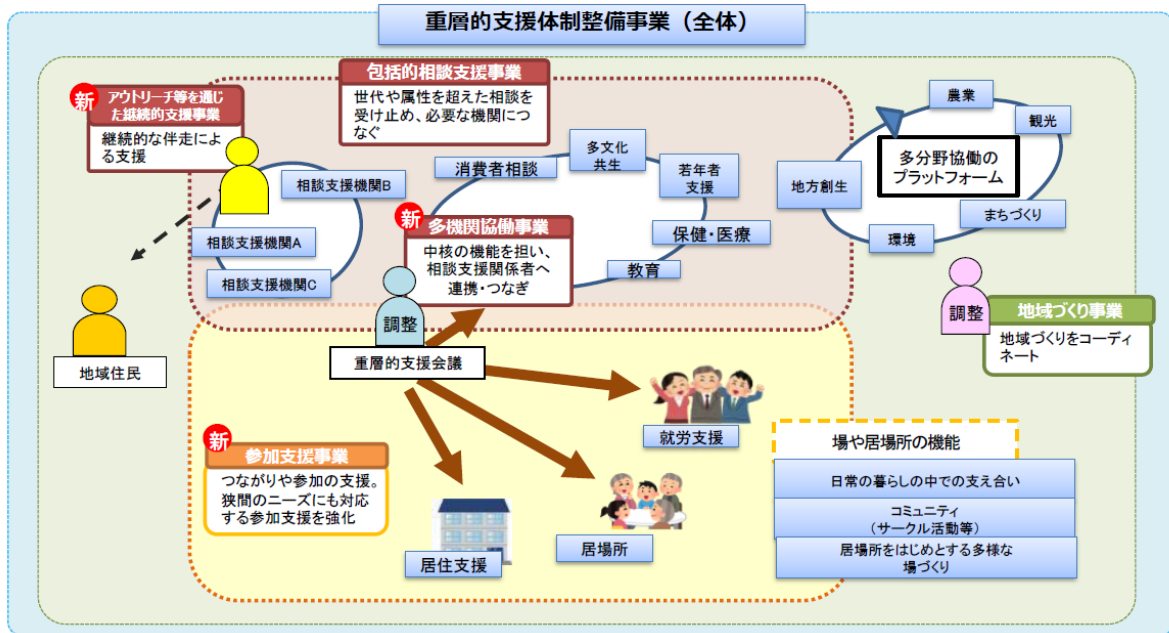
○虐待を防ぐ

- ・ 「要保護児童対策地域協議会」を始め、関係機関・団体との連携を強化し、高齢者、障がい者、子供などへの虐待の防止と早期の把握や保護、適切な支援などの迅速な対応に努めます。

※7 重層的支援体制整備事業

- ・ 重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4に基づき、令和3年4月に新たに創設された事業です。
- ・ 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業のイメージ図



第5章 計画の推進

1 計画の周知

地域福祉を効果的・効率的に推進するためには、本計画の基本理念や基本目標と施策について、市民、関係機関、団体、事業者、市、社会福祉協議会など、計画に関係する全ての人が共通の理解を持つことが重要です。

このため、市の広報紙やホームページ等で計画内容を公表するとともに、計画内容の広報・啓発に努めます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理方法

地域福祉計画の推進に当たっては、行政のみではなく、様々な団体や機関が連携を図りながら取り組む必要があり、進行管理についても同様です。

このため、地域福祉に関わる委員からなる「大船渡市地域福祉推進協議会」を設置し、毎年度実施している大船渡市民意識調査等を活用し、本計画に係る実施状況等について意見や提言をいただきながら、定期的に施策の点検・評価を行います。

また、社会情勢の変化を踏まえ、同協議会において本計画の見直しについても意見をいただきます。

(2) 計画の進行状況を測るための指標

本計画は、各福祉分野の計画を総合的に推進する計画であることから、地域の交流や活動、支え合いなど、福祉に係る市民意識に関する指標を次のとおり設定し、福祉に関する分野別計画で設定している指標等と併せて、計画の進行状況を確認します。

■計画の進行状況を測るための指標

No.	区 分	単位	実績値 R3	目標値 R9
1	「何事も助け合える地域である」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	40.6	60
2	「市民主体のまちづくり活動が活発である」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	28.7	40
3	「地域で子育てに取り組もうとする機運がある」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	23.2	40
4	「安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境にある」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	36.3	40
5	「介護や福祉のサービスが充実している」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	36.1	50

資料編

1 アンケート調査結果

■目的

市民の福祉に関する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画策定の基礎資料とするために、市民と地域福祉関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

■調査実施時期

令和4年8月12日～令和4年8月29日

■調査対象と配付・回収の状況

調査の種類	市民アンケート調査	各種団体アンケート調査
調査対象	18歳以上の市内在住者	地域公民館等の自治会、ボランティア団体、NPO法人、こども園、福祉事業所など
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出 男女比率1：1	—
調査方法	配付：郵送 回収：郵送、インターネット	配付：郵送 回収：郵送
回収結果	配付数：2,000件 有効回収数：762件 (有効回収率：38.1%)	配付数：229件 有効回収数：146件 (有効回収率：63.8%)

■市民アンケート調査結果

問1 性別

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	男	348	45.7
2	女	400	52.5
	無回答	14	1.8
	回答数	762	100

問2 年齢

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	19歳以下	6	0.8
2	20歳代	33	4.3
3	30歳代	53	7.0
4	40歳代	85	11.2
5	50歳代	98	12.9
6	60歳代	154	20.2
7	70歳代	181	23.8
8	80歳代	138	18.1
	無回答	14	1.8
	回答数	762	100

問3 住んでいる地区

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	盛町	62	8.1
2	大船渡町	181	23.8
3	末崎町	81	10.6
4	赤崎町	88	11.5
5	猪川町	89	11.7
6	立根町	84	11.0
7	日頃市町	42	5.5
8	綾里地区	51	6.7
9	越喜来地区	42	5.5
10	吉浜地区	26	3.4
	無回答	16	2.1
	回答数	762	100

問4 生まれは大船渡市か

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	はい	559	73.4
2	いいえ (県内)	117	15.4
3	いいえ (県外)	71	9.3
	無回答	15	2.0
	回答数	762	100

問5 大船渡市に住んでいる年数

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	1年未満	8	1.0
2	1～5年	22	2.9
3	6～10年	16	2.1
4	11～15年	13	1.7
5	16～20年	26	3.4
6	21年以上	662	86.9
	無回答	15	2.0
	回答数	762	100

問6 現在の家族構成

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	一人暮らし	78	11.9
2	夫婦のみ	163	24.9
3	夫婦と子、または夫婦と親（二世帯）	167	25.5
4	母と子、または父と子	61	9.3
5	親・子・孫（三世帯）	109	16.6
6	その他	39	6.0
	無回答	38	5.8
	回答数	655	100

問7 世帯の人数

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	1人	78	11.9
2	2人	217	33.1
3	3人	149	22.7
4	4人	77	11.8
5	5人	48	7.3
6	6人	34	5.2
7	7人	18	2.7
8	8人	8	1.2
9	9人	7	1.1
	無回答	19	2.9
	回答数	655	100

問8 職業

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	会社員	156	20.5
2	自営業	64	8.4
3	農林水産業	23	3.0
4	団体職員	19	2.5
5	パート・アルバイト	80	10.5
6	公務員	45	5.9
7	学生	3	0.4
8	無職	316	41.5
9	その他	15	2.0
	無回答	41	5.4
	回答数	762	100

問9 地域の人たちとどの程度付き合いをしているか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	お互いの家を訪問し困ったときに助け合う親しい人がいる	258	33.9
2	路や近所で会えば立ち話をする程度の人がある	245	32.2
3	顔を合わせれば、挨拶をする程度の人がある	203	26.6
4	顔は知っているが、声をかけることはない	6	0.8
5	ほとんど付き合いはない	33	4.3
6	その他	6	0.8
	無回答	11	1.4
	回答数	762	100

問10 地域活動に参加しているか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	参加している	421	55.2
2	参加していない	248	32.5
	無回答	93	12.2
	回答数	762	100

問11 参加している地域活動（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	お祭り	253	60.1
2	地区運動会・スポーツ大会	117	27.8
3	地域の総会、会合などの集まり	313	74.3
4	子ども会行事	61	14.5
5	小中学校行事	64	15.2
6	学校協力活動	51	12.1
7	老人クラブ活動	61	14.5
8	女性団体活動	61	14.5
9	一斉清掃	375	89.1
10	防災訓練	203	48.2
11	育児支援活動	6	1.4
12	その他活動	22	5.2
	回答数	421	

問12 地域活動に参加していない理由（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	仕事の都合で時間がない	91	36.7
2	どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない	37	14.9
3	興味をもてる活動が見つからない	57	23.0
4	健康や体力に自信がない	101	40.7
5	家事・育児に忙しくて時間がない	24	9.7
6	病人・高齢者・障がい者の介護で時間がない	22	8.9
7	一人では参加しにくい	67	27.0
8	地域にあまり関わりたくない	44	17.7
9	地域活動は必要がないと思う	16	6.5
10	その他	20	8.1
	回答数	248	

問13 地域活動への参加の依頼があったときどうするか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	積極的に参加したい	89	11.7
2	内容によっては参加したい	400	52.5
3	当番制なら参加する	77	10.1
4	おそらく断る	107	14.0
5	その他	19	2.5
6	わからない	51	6.7
7	無回答	19	2.5
	回答数	762	100

問14 自分や家族が日常生活が不自由になった時、近所からしてもらいたい手助け（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	悩み事や心配事の相談	199	26.1
2	買い物を代行する	169	22.2
3	買い物や通院、行事などの時の車で送迎するなど外出の手助け	264	34.6
4	世帯への声かけ・安否確認	323	42.4
5	通院の付き添いや薬を代わりに受け取る	135	17.7
6	病気の時の看病	71	9.3
7	短時間の子どもの預かり	23	3.0
8	保育所や幼稚園等への送迎	17	2.2
9	ゴミ出し、炊事、洗濯、掃除などの家事	147	19.3
10	草取り、電球交換、雪かきなどの作業	218	28.6
11	災害時や緊急時の手助け	415	54.5
12	その他	34	4.5
	回答数	762	

問15 近所の人が日常生活が不自由になった時、手助けしたいこと（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	悩み事や心配事の相談	218	28.6
2	買い物を代行する	199	26.1
3	買い物や通院、行事などの時の車で送迎するなど外出の手助け	161	21.1
4	世帯への声かけ・安否確認	409	53.7
5	通院の付き添いや薬を代わりに受け取る	99	13.0
6	病気の時の看病	28	3.7
7	短時間の子どもの預かり	53	7.0
8	保育所や幼稚園等への送迎	33	4.3
9	ゴミ出し、炊事、洗濯、掃除などの家事	129	16.9
10	草取り、電球交換、雪かきなどの作業	199	26.1
11	災害時や緊急時の手助け	393	51.6
12	その他	40	5.2
	回答数	762	

問16 地域住民同士の交流や助け合いについて

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	地域で助け合うことは大切なことであり、そのためにも普段からの交流は大事だ	227	29.8
2	日頃の交流がないと、いざというときに助け合えないので、ある程度の交流はしておいたほうがよい	351	46.1
3	困ったことがあれば当然助け合うべきだと思うが、日頃の交流はあまりしたくない	102	13.4
4	地域との交流よりも、気の合った仲間やグループでの交流を大切に、困ったときもその中で助け合えばよい	41	5.4
5	困ったことがあれば行政やその他の団体などが支援すべきなので、地域での助け合いや日頃の交流は、あまり必要ではない	18	2.4
6	無回答	23	3.0
	回答数	762	100

問17 心配なことが起こったときに相談する相手（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	同居している家族	577	75.7
2	離れて暮らしている家族	366	48.0
3	親戚	314	41.2
4	知人・友人	313	41.1
5	近所の人	86	11.3
6	町内会、自治会などの住民組織	28	3.7
7	市役所	103	13.5
8	福祉サービスを提供している施設や事業所（ケアマネージャー含む）	125	16.4
9	NPO法人やボランティア団体	9	1.2
10	社会福祉協議会	60	7.9
11	民生委員・児童委員	42	5.5
12	かかりつけの医療機関	148	19.4
13	相談せずに自分で解決する	41	5.4
14	その他	8	1.0
15	相談しない	11	1.4
	回答数	762	

問18 相談しない理由（問17で「15 相談しない」を選んだ人が回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	自分や家族でなんとかやっているから	3	27.3
2	自分でぎりぎりまで頑張りたいから	2	18.2
3	誰に（どこに）相談すれば良いかわからないから	1	9.1
4	気軽に相談できる相手がいないから	2	18.2
5	自分や家族のことを他人に知られたくないから	2	18.2
6	その他	1	9.1
	回答数	11	

問19 日常生活で困ったことが起きた時、住み慣れた地域で暮らしていくために必要な手助けを行うべきだと思う人
(複数回答)

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	家族・親戚	632	82.9
2	近隣の住民	182	23.9
3	公民館、町内会、契約会などの住民組織	100	13.1
4	社会福祉協議会	171	22.4
5	福祉サービスを提供している施設や事業所	211	27.7
6	NPO法人やボランティア団体	35	4.6
7	民生委員・児童委員	105	13.8
8	行政機関(市役所など)	359	47.1
9	わからない	35	4.6
10	その他	6	0.8
	回答数	762	

問20 住んでいる地域で安心して暮らしていく上で、どんな問題や課題があるか(複数回答)

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯が不足していること	301	39.5
2	公民館・契約会等の地域団体の活動が活性化していないこと	115	15.1
3	世代間交流が不足していること	230	30.2
4	高齢者の見守りや生活支援・介護に関すること	241	31.6
5	障害者や認知症の方がいる世帯への生活支援に関すること	141	18.5
6	育児・子育て支援に関すること	79	10.4
7	児童虐待やDVに関すること	30	3.9
8	災害時要援護者の支援のこと(災害時における地域での助け合いなど)	183	24.0
9	地域防災・防犯に関すること	143	18.8
10	経済的に困窮している世帯のこと	101	13.3
11	特に問題と感じていることはない	128	16.8
12	その他	17	2.2
	回答数	762	

問21 地域や社会から孤立を防ぐために有効だと考えられる取組(複数回答)

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	隣近所や公民館・町内会・契約会など住民組織による声かけ・見守り活動	426	55.9
2	地域で気軽に集える交流活動・サークス活動	238	31.2
3	福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動	333	43.7
4	地域包括支援センター等による生活実態の把握	179	23.5
5	民生委員・児童委員の訪問による世帯状況の把握	211	27.7
6	わからない	87	11.4
7	その他	7	0.9
	回答数	762	

問22 ボランティア活動に参加したいか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	現在参加している	56	7.3
2	条件が整えば参加してみたい	360	47.2
3	参加したいと思わない	279	36.6
4	無回答	67	8.8
	回答数	762	100

問23 参加しているボランティア活動（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	高齢者関係活動（施設訪問交流活動、見守り活動、サロン活動など）	22	39.3
2	障害者関係活動（手話、点字、要約筆記、社会参加・外出支援など）	2	3.6
3	子育て関係活動（育児・託児支援、悩み相談、サロン活動など）	3	5.4
4	保健・医療関係活動（健康教室の支援・指導、介護支援、話し相手など）	3	5.4
5	児童・青少年関係活動（子ども会支援、悩み相談や交流支援）	6	10.7
6	環境関係活動（自然愛護や美化活動など）	23	41.1
7	その他	8	14.3
	回答数	56	

問24 ボランティア活動に参加したきっかけ（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	困っている人や団体に頼まれたから	13	23.2
2	友人・知人・家族に誘われたから	17	30.4
3	人の役に立ちたいから	20	35.7
4	自分たちのために必要な活動だから	31	55.4
5	楽しそうだから・おもしろそうだから	3	5.4
6	余暇を有効に活用したいから	5	8.9
7	趣味や特技を活かしたいから	7	12.5
8	学校の授業などで機会があったから	1	0.1
9	付き合い上、やむを得なかったから	6	10.7
10	なんとなく	2	3.6
11	その他	4	7.1
	回答数	56	

問25 どんな条件が整えば、ボランティア活動に参加したいか（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	誰でも簡単にできること	218	60.6
2	定期的でなくても参加できること	231	64.2
3	体力的に無理なく参加できること	230	63.9
4	趣味や特技を活かせること	89	24.7
5	友人や仲間と一緒にできること	113	31.4
6	ボランティア活動をするための知識を得る機会があること	50	13.9
7	活動目的・内容に関する情報が十分に提供されること	100	27.8
8	自分にあった時間・内容であること	266	73.9
9	家族や自分まわりの住民の理解や支援が得られること	66	18.3
10	ボランティア休暇制度など職場の理解が得られること	50	13.9
11	多少の報酬が得られること	26	7.2
12	その他	4	1.1
	回答数	360	

問26 大船渡市の福祉サービスや福祉施設についてどの程度知っているか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	十分な情報と知識がある	16	2.1
2	十分ではないが、ある程度の情報と知識がある	376	49.3
3	ほとんど知らない	343	45.0
4	無回答	27	3.5
	回答数	762	100

問27 日常生活で支援を必要としている人が、十分な福祉サービスを受けられていると思うか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	十分な福祉サービスを受けていると思う	25	3.3
2	ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う	280	36.7
3	十分な福祉サービスを受けているとは思わない	138	18.1
4	わからない	288	
5	無回答	31	4.1
	回答数	762	

問28 福祉サービスを充実させるために、必要と思うもの

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	福祉サービスに関する情報提供窓口を増やす	251	32.9
2	保健や福祉に関する関心を高める啓発を行う	107	14.0
3	サービス利用者を守るための支援（権利擁護）や苦情対応などの取組を充実させる	83	10.9
4	緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みをつくり	97	12.7
5	地域での活動に中心となる人材を育てる	55	7.2
6	住民による福祉活動（ボランティア活動など）を活発にさせる	25	3.3
7	情報や知識を身につけるための学習機会を設ける	43	5.6
8	その他	17	2.2
9	無回答	84	11.0
	回答数	762	100

問29 災害時の避難場所を知っているか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	知っている	645	84.6
2	知らない	80	10.5
3	無回答	37	4.9
	回答数	762	100

問30 災害時近所に一人で避難できない人がいるかどうか知っているか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	知っている	307	40.3
2	知らない	403	52.9
3	無回答	52	6.8
	回答数	762	100

問31 一人で避難できない人と一緒に避難することができるか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	できる	206	67.1
2	できない	101	32.9
	回答数	307	

問32 問31でできないと答えた理由（自由記載）

問33 災害時に困ること（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合（％）
1	災害の情報がわからない	365	47.9
2	安全な場所に避難できない	134	17.6
3	救助を求めることができない	115	15.1
4	救助を求めても助けてくれる人がいない	94	12.3
5	避難場所がわからない	62	8.1
6	物資の入手方法などがわからない	304	39.9
7	介助や支援が受けられない	143	18.8
8	必要な治療が受けられない	236	31.0
9	周囲とコミュニケーションがとれない	92	12.1
10	わからない	65	8.5
11	その他	17	2.2
12	特になし	77	10.1
	回答数	762	

問34 大船渡市社会福祉協議会を知っているか

No.	設問選択肢等	回答数	割合（％）
1	名前も活動も知っている	301	39.5
2	名前は知っているが、活動は知らない	387	50.8
3	名前も活動も知らない	42	5.5
4	無回答	32	4.2
	回答数	762	100

問35 大船渡市社会福祉協議会に期待すること（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合（％）
1	地域のつながりづくり	253	33.2
2	住民への地域福祉活動の啓発	242	31.8
3	福祉に関する情報提供	387	50.8
4	相談体制の充実	298	39.1
5	研修制度など、人材面の支援	84	11.0
6	団体等への支援	53	7.0
7	ボランティア活動の場所の確保	80	10.5
8	福祉サービスの充実	319	41.9
9	認知症や障害を抱える人などへの日常支援や成年後見制度の充実	220	28.9
10	子どもの事業、子育てをする親への支援、福祉教育	179	23.5
11	その他	15	2.0
	回答数	762	

問36 地域の民生委員・児童委員を知っているか

No.	設問選択肢等	回答数	割合（％）
1	地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている	215	28.2
2	地域の民生委員・児童委員は知っているが、活動内容は知らない	287	37.7
3	地域の民生委員・児童委員は知らないが、活動内容は知っている	71	9.3
4	地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない	150	19.7
5	無回答	39	5.1
	回答数	762	100

問37 民生委員・児童委員に期待すること（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	日常生活の悩みや心配ごとの相談	358	47.0
2	福祉に関する情報提供	327	42.9
3	生活困窮世帯への自立支援	216	28.3
4	高齢者世帯の孤立防止に関する見守り	418	54.9
5	高齢者、障害者、児童などへの虐待予防に関する見守り	227	29.8
6	地域の福祉課題を解決していくための仕組みづくり	173	22.7
7	その他	22	2.9
	回答数	762	

問38 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのため、行政と住民の関係はどうあるべきか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	地域住民が互いに助け合い、行政はそれが円滑に進むように支援するべきである	295	38.7
2	行政が主体的に進めるべきだが、行政の手の届かない課題は住民も協力するべきである	364	47.8
3	行政がすべて責任をもって行うべきである	36	4.7
4	その他	12	1.6
5	無回答	55	7.2
	回答数	762	100

問39 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、行政が行うべき施策（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	身近な場所で相談できる窓口を増やす	351	46.1
2	保健や福祉に関する情報提供を充実させる	355	46.6
3	支援を必要とする人の希望に応えられる多様なサービスを用意する	351	46.1
4	保健や福祉に関する活動の中心となる人材育成のための研修や指導	174	22.8
5	保健や福祉に関するサービス提供事業者を増やす	159	20.9
6	地域活動を推進していくための支援者を各地区へ配置	147	19.3
7	地域住民同士、NPO、ボランティアや行政等とネットワークづくり	114	15.0
8	保健や福祉に関するNPOやボランティアの活動支援	89	11.7
9	地域住民同士が気軽に立ち寄れる交流の場の整備	180	23.6
10	地域活動に対する補助金などの助成	167	21.9
11	活動拠点、整備、機材等の物的な支援	89	11.7
12	公共交通機関等の移動手段の充実	276	36.2
13	災害時に援助を必要とする人を地域で助け合う体制を整備する	241	31.6
14	成年後見制度の推進	58	7.6
15	公共施設等のバリアフリー化	90	11.8
16	子どもの頃からの福祉教育の推進	147	19.3
17	生活困窮者の自立支援	182	23.9
18	防犯・交通安全対策の推進	164	21.5
19	健康づくり事業の推進	133	17.5
20	病院など医療サービスの充実	340	44.6
21	育児・子育ての支援体制の充実	216	28.3
22	その他	12	1.6
	回答数	762	

■各種団体アンケート調査

問1 地域でどんな福祉活動を行っているか（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	地域イベントなどを通じた交流活動の実施	83	56.8
2	高齢者・障害者・子どもなどへの声がけ・見守り、話し相手など	48	32.9
3	高齢者・障害者・子どもなどへのレクリエーション・スポーツ活動の支援	34	23.3
4	高齢者・障害者・子どもなどの居場所づくり	24	16.4
5	高齢者・障害者・子どもなどの外出支援・社会参加支援	19	13.0
6	高齢者・障害者・子どもなどの雇用の創出・支援	7	4.8
7	高齢者・障害者・子どもなどへのサービス提供事業所	21	14.4
8	点訳・朗読、手話通訳、要約筆記など	3	2.1
9	福祉イベントなどを通じた交流活動の実施	22	15.1
10	福祉施設への訪問活動・作業の手伝い	9	6.2
11	乳幼児等の一時保育	15	10.3
12	子育て相談・保護者の交流支援	25	17.1
13	子どもの遊び、野外活動の支援	29	19.9
14	子どもの居場所づくり	25	17.1
15	地域への施設開放	70	47.9
16	その他	8	5.5
	回答数	146	

問2 活動を行う上で困っていること（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	活動に関わるスタッフが少ない	73	50.0
2	活動メンバーが高齢化している	82	56.2
3	新しいスタッフや従業員が入らない	45	30.8
4	リーダー（後継者）が育たない	44	30.1
5	活動がマンネリ化し、活動が広がらない	32	21.9
6	活動に必要な情報が不足している	14	9.6
7	活動について相談できるところがない	5	3.4
8	活動ノウハウが不足している	15	10.3
9	市民に情報発信する場や機会が乏しい	15	10.3
10	支援を必要とする人の情報が得にくい	29	19.9
11	他の団体と交流する機会が乏しい	27	18.5
12	活動の場所（拠点）の確保が難しい	6	4.1
13	活動資金が足りない	26	17.8
14	特に困っていることはない	10	6.8
15	その他	12	8.2
	回答数	146	

問3 他のグループ等と交流や協力関係があるか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	数多くの団体と、活動の協力を行ったり、情報交換を行うなど活発に交流を行っている	8	5.5
2	いくつかの団体とは、活動の協力を行ったり、情報交換を行うなどの交流を行っている	46	31.5
3	他団体の情報はある程度把握しているが、交流や活動の協力の機会が乏しい	43	29.5
4	他団体の情報の入手の仕方がよくわからず、交流や活動の協力の機会がもてない	9	6.2
5	独自での活動を中心に行っており、他団体との関係はあまり意識していない	29	19.9
6	その他	1	0.7
7	無回答	10	6.8
	回答数	146	100

問4 活動地域で、安心して生活しいく上で、地域にどんな問題があると思うか（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯が不足していること	77	52.7
2	公民館・町内会・契約会等の地域団体の活動が活性化していないこと	52	35.6
3	世代間交流が不足していること	70	47.9
4	高齢者の見守りや生活支援・介護に関すること	52	35.6
5	障害者や認知症の方がいる世帯への生活支援に関すること	33	22.6
6	育児・子育て支援に関すること	28	19.2
7	児童虐待やDVに関すること	13	8.9
8	災害時要援護者の支援のこと	51	34.9
9	防犯・交通安全対策に関すること	27	18.5
10	経済的に困窮している世帯のこと	16	11.0
11	公共施設等のバリアフリー化が進んでいないこと	12	8.2
12	公共交通機関が少ないこと	53	36.3
13	特に問題と感じていることはない	8	5.5
14	その他	10	6.8
	回答数	146	

問5 普段活動している中で、地域の方がどんな事で困っていると感じるか（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	自身や家族の健康のこと	83	56.8
2	育児・子育てのこと	37	25.3
3	家族の介護のこと	80	54.8
4	買い物や通院の際の交通のこと	78	53.4
5	仕事のこと	30	20.5
6	生活費のこと	36	24.7
7	住まいのこと	15	10.3
8	地域や近所の人との人間関係のこと	53	36.3
9	防犯に関すること	20	13.7
10	交通安全に関すること	18	12.3
11	災害対応に関すること	57	39.0
12	その他	9	6.2
	回答数	146	

問6 地域での福祉活動を活性化させるために必要な取組（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	隣近所の住民同士の普段からの付き合い	76	52.1
2	高齢者や子どもなど、地域での見守りが必要な方への日常的な声かけ	91	62.3
3	地域の伝統的な行事などを通じ人とのつながりを広げていく	67	45.9
4	困っている人や助け合いの場についての情報を得やすくする	70	47.9
5	地域活動の中でのリーダーや福祉活動に携わる人の育成	62	42.5
6	地域で活動されている人たちとの連携づくり	48	32.9
7	同じような問題で困っている人同士の交流	30	20.5
8	地域活動の積極的な情報提供と参加の呼びかけ	48	32.9
9	福祉活動の相談、支援の仕組みの充実	50	34.2
10	誰もが集まれる身近な場所づくり	45	30.8
11	ボランティア活動の拠点となる場所づくり	16	11.0
12	地域における福祉活動の活動費、運営費などの資金援助	33	22.6
13	学校教育や社会教育での福祉教育の充実	39	26.7
14	個人の趣味や活動を活かせる場所づくり	42	28.8
15	市からの働きかけ	23	15.8
16	その他	3	2.1
	回答数	146	

問7 地域でこれから特に支援が必要だと思う対象（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	独居高齢者	103	70.5
2	高齢者のみの世帯	92	63.0
3	障害者	29	19.9
4	認知症高齢者	34	23.3
5	ひとり親世帯	22	15.1
6	子育て中の家庭	19	13.0
7	高齢者や障害者を介護している人	61	41.8
8	不登校・ひきこもりの人	27	18.5
9	生活困窮者	20	13.7
10	その他	3	2.1
	回答数	146	

問8 高齢者が地域で安心して暮らすためには、どのようなことが必要だと思うか（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	在宅福祉サービスの充実	93	63.7
2	ホームヘルパーなど、福祉人材の育成	49	33.6
3	地域での声かけ・見守り活動の実施	74	50.7
4	ボランティアや地域での人材の育成	15	10.3
5	身近な場所への相談窓口の整備	34	23.3
6	外出時の支援（送迎、見守り、簡単に手を添えるなど）	52	35.6
7	介護予防に関する取組の充実	19	13.0
8	働く場の創出・拡大	16	11.0
9	介護施設を増やす	29	19.9
10	病院など医療関係施設の整備	34	23.3
11	施設等のバリアフリー化を進める	4	2.7
12	その他	8	5.5
	回答数	146	

問9 障害のある人が、地域で安心して暮らすために必要だと思うこと（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	在宅福祉サービスの充実	86	58.9
2	地域で障害者への理解を深める	67	45.9
3	地域での声かけ・見守り活動の実施	55	37.7
4	身近な場所への相談窓口の整備	38	26.0
5	働く場の創出・拡大	52	35.6
6	外出時の支援（送迎、見守り、簡単に手を添えるなど）	38	26.0
7	ボランティアや地域での人材育成	16	11.0
8	障害者サービス施設の整備	56	38.4
9	施設等のバリアフリー化を進める	12	8.2
10	その他	4	2.7
	回答数	146	

問10 子どもが健やかに育つために必要なこと（複数回答）

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	地域での声かけ・見守り活動の実施	87	59.6
2	安心して遊べる場所の充実	78	53.4
3	身近な場所への相談窓口の整備	39	26.7
4	保育園・幼稚園・学童保育の拡充	65	44.5
5	ボランティアや地域の人材の育成	26	17.8
6	子育てサロンの整備	29	19.9
7	子ども食堂の整備	10	6.8
8	家庭環境などにより十分な学習機会のない児童に対する学習支援	48	32.9
9	その他	12	8.2
	回答数	146	

問11 住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域づくりを進めるため、行政と住民の関係はどうあるべきか

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	地域住民が互いに助け合い、行政はそれが円滑に進むように支援するべきである	58	39.7
2	行政が主体的に進めるべきだが、行政の手の届かない課題は住民や団体も協力すべきである	80	54.8
3	行政がすべて責任をもって行うべきである	2	1.4
4	その他	1	0.7
5	無回答	5	3.4
	回答数	146	

問12 お互いに支え合い安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、行政が行うべき施策・支援
(複数回答)

No.	設問選択肢等	回答数	割合 (%)
1	身近な場所で相談できる窓口を増やす	69	47.3
2	保健や福祉に関する情報提供の充実	58	39.7
3	支援を必要とする人の希望に応えられる多様なサービス	89	61.0
4	保健や福祉に関する活動の中心となる人材育成のための研修や指導	38	26.0
5	保健や福祉に関するサービス提供事業者を増やす	27	18.5
6	地域活動を推進していくための支援者を各地区へ配置	33	22.6
7	地域住民同士、NPO、ボランティアや行政等とのネットワークづくり	32	21.9
8	保健や福祉に関するNPOやボランティアの活動支援	27	18.5
9	地域住民同士が気軽に立ち寄れる交流の場の整備	49	33.6
10	地域活動に対する補助金などの助成	51	34.9
11	活動拠点、整備、機材等の物的な支援	29	19.9
12	公共交通機関等の移動手段の充実	81	55.5
13	災害時に援助を必要とする人を地域で助け合う体制の整備	63	43.2
14	公共施設等のバリアフリー化	19	13.0
15	子どもの頃からの福祉教育の推進	50	34.2
16	防犯・交通安全対策の推進	37	25.3
17	健康づくり事業の推進	35	24.0
18	病院など医療サービスの充実	58	39.7
19	育児・子育ての支援体制の充実	69	47.3
20	その他	5	3.4
	回答数	146	

2 第3期大船渡市地域福祉計画等の策定経過

年 月 日	内 容
令和4年8月12日から 令和4年8月29日まで	市民アンケート調査、各種団体アンケート調査
令和4年9月2日	第1回大船渡市地域福祉計画庁内策定委員会 ・第3期大船渡市地域福祉計画の策定について
令和4年11月14日	第2回第3期大船渡市地域福祉計画庁内策定委員会 ・第3期大船渡市地域福祉計画等の素案について
令和4年11月15日から 令和4年12月13日まで	第3期大船渡市地域福祉計画庁内策定委員会委員による第3期大船渡市地域福祉計画等の素案の確認
令和4年12月14日	第1回大船渡市地域福祉推進協議会 ・第3期大船渡市地域福祉計画（案）等について
令和4年12月23日から 令和5年12月28日まで	第3期大船渡市地域福祉計画庁内策定委員会委員による第3期大船渡市地域福祉計画（案）等の確認
令和5年1月13日	大船渡市議会全員協議会 ・第3期大船渡市地域福祉計画（案）等について
令和5年1月13日から 令和5年1月27日まで	パブリックコメントの実施
令和5年2月9日	第2回大船渡市地域福祉推進協議会 ・パブリックコメント等の実施結果について ・第3期大船渡市地域福祉計画（案）等について

大船渡市地域福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1 市民の福祉の増進並びに地域福祉を推進するため、大船渡市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の福祉課題に関すること
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- (3) 地域福祉に関する計画の策定に関する基本的な事項に関すること
- (4) 地域福祉に関する計画の実施状況の確認及び助言に関すること
- (5) 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見に関すること
- (6) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3 協議会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者等
- (2) 関係団体等の代表者の推薦を受けた者
- (3) 関係団体事業所等の職員
- (4) 識見を有する者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員の任期中に委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第6 協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月5日から施行する
- 2 最初に行われる協議会招集は、第5第1項の規定に関わらず市長が行う。

大船渡市地域福祉推進協議会委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会	会 長	田 村 福 子	会長
2	大船渡市民生児童委員協議会	会 長	竹 野 武 子	副会長
3	一般社団法人気仙医師会	会 長	岩 渕 正 之	
4	沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	所 長	川 村 康 範	
5	大船渡市地区公民館連絡協議会	会 長	金 野 律 夫	
6	大船渡市地域婦人団体連絡協議会	会 長	佐々木 好 子	
7	大船渡市老人クラブ連合会	会 長	野 村 節 三	
8	大船渡市身体障がい者協会	会 長	千 葉 源 治	
9	社会福祉法人大洋会 気仙障がい者就業・生活支援センター	所 長	戸 羽 幸 枝	
10	地域子育て支援センター	いかわこども園 園 長	鷺 田 あかね	
11	気仙地区保護司会	会 長	葛 西 修 哉	

大船渡市再犯防止推進計画

大船渡市

1 目的

犯罪や非行をした人は、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えることがあります。

本計画は、犯罪や非行をした人たちが社会的に孤立することなく、社会復帰できるよう、環境を整えることにより再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的に策定します。

2 位置付け

「大船渡市再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に基づく、市の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、「第3期大船渡市地域福祉計画」に合わせ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、社会情勢や制度の見直し等、状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

4 対象

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者）を対象とします。

5 現状と課題

- ・平成28年（2016）年12月に「再犯防止推進法」が施行され、都道府県と市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案し、当該都道府県又は市町村における再犯防止などに関する施策の推進に関する計画の策定に努めることとなりました。
- ・岩手県は令和3（2021）年4月に「岩手県再犯防止推進計画」（計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を策定し、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安

心に暮らせるまちづくりの実現を目指すこととしています。

- ・ 全国的にみると、刑法犯の件数は減少傾向にある一方、再犯者率（刑法犯検挙人数に占める再犯者の人数の比率）は上昇傾向を示しており、再犯をいかに防ぐかが課題となっています。

6 取組

◆「岩手県再犯防止推進計画」の推進

「岩手県再犯防止推進計画」に基づき、市として行うべき次の取組を推進します。

○再犯防止に関する意識の醸成

- ・ 再犯防止に関する周知・啓発と、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する意識の醸成を図ります。

○更生保護活動の支援

- ・ 民間協力者（保護司、更生保護女性の会、BBS会、協力雇用主会など）が行う更生保護活動の支援を行います。

○保護司との連携の強化

- ・ 犯罪をした人の更生を助けることを目的に活動している「気仙地区保護司会」との情報共有や連携を強化します。

7 計画の推進

本計画の推進に当たっては、行政のみではなく、様々な団体や機関が連携を図りながら取り組む必要があります。

このため、地域福祉に関わる委員からなる「大船渡市地域福祉推進協議会」において、地域福祉計画と併せ、本計画に係る実施状況等について意見や提言をいただき、計画の推進に生かしていきます。

大船渡市成年後見制度利用促進基本計画

大船渡市

1 目的

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより、判断能力が十分でない人の権利が擁護され、安心して暮らすために法的に支える制度が成年後見制度(※1)です。

本計画は、成年後見制度の適切な利用を促進し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的に策定します。

※1 成年後見制度

成年後見制度は、「認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより、判断能力の不十分な方」に援助者を選任して、財産管理のほか、介護サービスや施設入所などの契約の締結を代わりに行ったり、本人が判断能力を欠いた状態で行った行為を取り消したりすることなどを通じて、本人の利益や権利を擁護する制度です。

2 位置付け

「大船渡市成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に規定する、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」に当たります。

3 計画の期間

本計画の期間は、「第3期大船渡市地域福祉計画」に合わせ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、社会情勢や制度の見直し等、状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

4 対象

認知症、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障害などの精神上的の障がいがある人、自己の行為の結果についての認識や、判断する精神的な能力(事理を弁識する能力)が低下している人を対象(被後見人)とします。

5 現状と課題

(1) 現状

- ・平成30(2018)年4月「成年後見制度利用促進法」が施行され、市町村は、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。
- ・当市では、令和2年9月に「大船渡市成年後見支援センター(通称:まるさぼ、委託先:大船渡市社会福祉協議会)」を開設し、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方を支援するため、成年後見制度に関する相談支援、申立支援、研修会・相談会の開催などを行っています。当該センターにおける成年後見制度に関する相談件数は、令和3年度287件、令和4年度は4月から9月までで149件となっています。

(2) 課題

- ・今後、高齢化の進行等に伴い、成年後見制度の利用が必要な人の増加が見込まれるため、成年後見制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、その周知と啓発に努める必要があります。
- ・支援が必要な人の早期把握と、速やかに必要な支援につなげる体制の構築や後見人に対する支援が必要であることから、その中核となる機関の整備が求められます。

6 取組

○地域連携ネットワークの構築

- ・市は、従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につなげる仕組み)だけでなく、法律の専門家なども含めた連携の仕組みとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

○中核機関の設置

- ・市は、地域連携ネットワークの構築に当たって、専門職による専門的助言等の支援の確保や、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の気仙2市1町合同による設置を検討します。

○制度の周知・啓発を推進する

- ・ 大船渡市成年後見支援センターを中心として、成年後見制度について、より多くの市民の理解が進むよう、研修会の開催やリーフレットの配付等を通じて制度の周知・啓発に努めます。

○相談対応と支援を充実する

- ・ 大船渡市成年後見支援センターを中心に、相談者の状況に応じ、申立支援や専門機関へ適切につなぐなどの支援を行います。
- ・ 市は、成年後見制度の利用が必要な状況にありながら、親族に申立てをする意思がない場合などに、市長が後見等開始の審判を申し立てる、市長申立制度の適切な活用を図ります。
- ・ 市は民生委員等と連携し、認知症や障がいなどにより権利擁護支援が必要な人の見守りや早期把握の活動を支援するとともに、必要な支援への確につなぐ機能の確保に努めます。

○大船渡市社会福祉協議会との連携

- ・ 大船渡市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（※2）の利用者で、成年後見制度の利用が適当な場合は、円滑な制度利用を連携して推進します。

※2 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用援助、各種支払や預貯金の払い戻し・預け入れなどの日常的金銭管理、定期的な訪問による生活変化の確認などを行う事業です。

7 計画の推進

本計画の推進に当たっては、行政のみではなく、様々な団体や機関が連携を図りながら取り組む必要があります。

このため、地域福祉に関わる委員からなる「大船渡市地域福祉推進協議会」において、地域福祉計画と併せ、本計画に係る実施状況（※3）等について意見や提言をいただき、計画の推進に生かしていきます。

※3 実施状況に係る参考数値

大船渡市成年後見支援センターにおける相談件数、市長申立件数など

成年後見制度の概要

○成年後見制度とは

成年後見制度は、「認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより、判断能力の不十分な方」に援助者を選任して、財産管理のほか、介護サービスや施設入所などの契約の締結を代わりに行ったり、本人が判断能力を欠いた状態で行った行為を取り消したりすることなどを通じて、本人の利益や権利を擁護する制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

○法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の三つの制度があります。

成年後見人等が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人が自ら法律行為をするときに同意する）、取消権（本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す）を行使することにより、本人を保護・支援します。

○任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

○法定後見の手続の流れ

市及び大船渡市成年後見支援センターにおいて、主に相談・支援対応を想定している法定後見の手続の流れは次のとおりです。

①相談

大船渡市成年後見支援センター等に、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人等候補者などについて、あらかじめ相談することができます。

②申立て

本人、配偶者、四親等内の親族等による申立てのほか、親族に申立てをする意思がない場合などは市が申立てを行うことができます。

申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に行います。

③調査等

申立人や成年後見人等候補者は、家庭裁判所から本人や親族の状況等について事情を尋ねられることがあります。

④審判

家庭裁判所において、後見等の開始の審判をすると同時に、成年後見人等を選任します。

⑤報告

成年後見人等は、選任後速やかに本人の財産や生活の状況を確認し、財産目録及び収支予定表を作成して家庭裁判所に提出します。

成年後見人等は、家庭裁判所に対し、原則として少なくとも年に1回、本人の生活や財産の状況などを報告する必要があります。

第3期大船渡市地域福祉計画

大船渡市再犯防止推進計画

大船渡市成年後見制度利用促進基本計画

令和5年2月策定

大船渡市 保健福祉部 地域福祉課

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

TEL : 0192-27-3111 FAX : 0192-26-4477